

# 第 22 回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第 2 日)

平成 20 年 6 月 11 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ ゑ
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (2名)	1番	石 堂 基	7番	松 尾 文 雄
		※午前11時30分から早退		※午後3時から早退

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 ( 名 )				
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 名 )				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1. 一般質問

---

午前 9 時 3 0 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

本日 2 日目でございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。なお、本日 2 名の方の傍聴が、申し込みがありました。傍聴の皆さん方、大変、ご苦労さまでございます。傍聴におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただくようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

---

### 日程第 1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、一般質問であります。16 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、9 番、敏森正勝君の一般を許可いたします。

〔9 番 敏森正勝君 登壇〕

9 番（敏森正勝君） 改めましておはようございます。9 番議席の敏森でございます。1 年程前に教育の原点を質問させていただきましたが、もう一度今回は、教育の本質はどこにあるかと題しまして質問させていただきます。

最近、報道関係によりますと、誰でもよかったです。殺すことに興味を持ち、相手のことを何も考えない。考えようとしません。平気で殺してしまう。このようなことが、この 2、3 日前にもありました。反省しても遅いということでもあります。報道しなくてもよいようなことでもテレビ等で報道され、ドラマでも殺人を犯した者が多い。テレビの見すぎなのか、直ぐ真似をする。良い事であれば良いが、悪い事に走りすぎる、それが、現在の社会のあり方です。物事の考え方が昔と違うことは事実。裕福すぎる、何でも揃う。これが、当たり前になって気が付かない。自分がやったことでも人のせいにしてしまう。まず、自分さえ良ければ良いでは、共働の精神は成り立たない。

現在、義務教育だけでなく、高校に進学する者が 100 パーセントに近い。学力がついても、社会の秩序に欠ける。それは、なぜか、学校教育だけでは教育とは言えない。また、社会に通用しない。学校教育、家庭教育、社会教育、この 3 教育が 1 つになってこそ本当の教育と言えるのではないのでしょうか。

報道の自由、言論の自由と言いますが、教育の本質はどこにあるかお聞かせ願いたいと思います。

以上、この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） どうも早朝からご苦労様です。おはようございます。今日から3日間にわたりまして、16名の議員の皆さん方からご質問の通告をお受けしております。まあ、それぞれ精一杯お答えをさせていただきたいというふうに思いますので、まあ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初の、敏森議員からの教育の本質はどこにあるか、教育問題についてのご質問につきましては、教育長の方からご質問にお答えをさせていただきますので、どうぞよろしくお願います。教育長。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 皆さん、おはようございます。質問にお答えする前に、丁度、この6月6日で教育長に就任して2年が経ちました。その間、議員各位におかれましては、非常にこう、教育につきまして、ご関心を持っていただき、更に教育委員会へのご支援をいただきましたことを、お礼を申し上げたいと思います。

なお、現実にはたやすいものではなくて、日々苦悩をしている現状であります。今日、敏森正勝議員から、教育の本質はどこにあるのかという通告を受けて、その間、色々と考えさせていただきました。しかし、十分なお答えはできないと思いますが、精一杯、お答えしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、敏森議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、述べられましたように、高校の進学率は、県下では97.9パーセントと、ほぼ100パーセントに近いところまで来ております。ほとんどの子ども達が高等教育を受けるようになったにもかかわらず、反社会的な行為、事件を起こす子ども達が、後を絶ちません。事件が起る度に原因はどこにあるのか、学校なのか、家庭なのか、社会なのか、教育委員会なのか、責任の所在が議論されます。結果、再発防止策が出され、いつの間にか事件に関する話題は薄れ、忘れ去られていく傾向にあります。時として、同じ様な事件が起きると、また同じことの繰り返し、そういうふうに私も実感しております。

2日には、犯人を、殺人を犯し、遺体をバラバラにしたと。普通では考えられない残酷な行為に走る事件が発生し、一昨日は、東京秋葉原で、7人の、また10人の人たちが殺傷されるという大きな事件も起きました。テレビゲームの影響だとか、その行為に及んだ時は、別の人格が現れていたから、無罪だとか、理解しがたいことも多く発生しております。教育を預かる者として、先ほど申しましたように、苦悩の日々を送っているのが日常あります。しかし、それではすみませんので、議員がお尋ねになっております教育の本質について、私の考えるところを述べさせていただきたいと思います。

わが国では教育基本法、法令に基づいて学校教育をはじめとする様々な教育が展開されております。このことを抜きにして語れませんが、この場では控えさせていただき、教育のあり様について述べたいと思います。

まず、教育という文字ですが、教という字は厳しさというものを意味していると思います。知識、それから手、無知、子ども、このことが表現されています。知識と無知をもって子どもを抱きかかえる姿が教という字でありますし。育、これは優しさであります。さかさまになった子どもを肉付き、肉を与えて成長させるという意味であります。

狼に育てられた子どもは、人間にはなれない記録からも明らかなように人間が育てないと生物学的には人であっても、いわゆる人格を持った人間にはなれないということであり、人間が、そして、本来的には親が、わが子を慈しみながら将来に期待しながら育ててこそ人間になれるということであろうと考えます。

わが子が誕生し、親は、誰しもがわが子を悪いものにしようなどとは思っていないはずでありますし、子どもを良い子に善良な人間に、人に迷惑を掛けない人間に育てようとして親は一生懸命、また周りの大人たちも一生懸命、それに協力していく、これが大事だと思います。

学校というものができてからは、教師が主に、この役割を果たしてきたわけですが、ただ、どんなに熱心に優れた方法で教えても、相手である子どもが良くならなければ教育したとは言えません。良い人間に育てて欲しいと願い、教育する側の思いが伝わらないことには、教育の営みは成り立たないといことでもあります。

しかし、分かっても、分からなくても、正しいことは正しいと言い続ける。この事も、教育であろうと、私は、考えています。

現在、学校教育においては、教員の指導技術を高めることを目指しておりますが、何よりも重視していることは、子ども達とのより良い人間関係を築いていくことでもあります。子ども達の信頼関係が、子ども達との信頼関係があつてこそ、初めて教師の子ども達によりよく育てて欲しいとの思いが伝わり、子ども達が、しっかりとした人格を持った人間に育っていくことと言えます。

子ども達自身も自ら、より良く生きたい、人から好かれたいと願っております。その様な気持ちの通じ合いがあつて、教育は成り立つと考えています。

ただ、学校は、専門的な教育機関として最も綿密に教育の目的を追求していくところではありますが、その制度上、やえもすると知識・機能の伝達に終わりがちになることも否めません。

平成9年、須磨での児童殺傷事件以来、特に心の教育が重視され豊かな心を育てていくことを最大の目標とし取り組んでいるところであります。

人間は、誕生後、まず母親に育てられ、父親、家族と、そのかわりを広げながら、いわゆる人間らしくなっていくとします。週間や制度、色々な批判や価値観を身に付けながら成長していく過程で、家庭・学校・社会といった様々な場での教育が援助していくものだと考えています。

教育する側に立つ大人も、どう教育すれば良いのかを学習していく必要もあります。人間らしくより良い人間の素地をつくる過程、専門機関としてののかかわる学校。より幅広く教育する側に立つ地域社会が持っている本来の教育力を更に高め密接に連携していきながら、連携しながら進めて行くことが重要であろう、重要だと考えております。

まず初めの答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 20年度の一般方針の中に夢ある教育は佐用郡教育委員会が発足してから約40年続いておりますが、この夢とは何を指しているのか。夢ある教育の理念として人生は希望があつてこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実がきせられるとありますが、望みがあつてこそ生きがいがあるのでしょうか。将来に向けた思いや計画を立てることにより充実していくものと思っておりますが、長きにわたり夢ばかり追い続けていくのはいかなものかと思っておりますが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 佐用の教育は、夢ある教育を具現化させようということで、郡教委が発足以来、脈々と続いている。この様に理解して、新町になりましても夢ある教育を（聴取不能）として、佐用の教育を進めているところであります。

確かに、議員がおっしゃるように、夢を求めるだけでは、という考え方も成り立ちますが、特に人づくり、幼児から高齢者まで、私は、日々の生活の中で夢を持つ、現実だけじゃなしに、夢を持つ、この心は、非常に大切だと思っています。学校現場では、校長や教職員に私が言っていることは、夢とは考えて欲しい。夢は、将来の夢、これも夢であろうが、1日の夢を持ってください。私は、夢を目標とも言います。1日、子ども達が学校で、またそれぞれの場で、何を見につけ何を分かって喜び、その繰り返しが、私は、夢ある教育の実現につながると、その様に信じております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 郡教委統合当時の夢は、未だ進歩があるのみであったように思われますが、むしろ後退している夢ではないかなというふうにも思っておりました。教育という考え方からすれば、夢であってはならないというふうに分なりに思っております。実際に相手が人であるだけに、教育は、非常にこう厳しい。だが、教師という専門家であるだけに、何が必要とされるのであろうか、教育委員会の立場でお聞かせ願いたいと思いません。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、子ども達は、その前に、郡教委の、当時40年代、50年代、この時には、やっぱり学校そのものですね、体制も、記録によると十分ではなかったと、そういう表記もあります。例えば、教育委員会の体制ひとつにしましても、指導主事がいなかったとか、そういう現実。だから、教職員に対する指導が弱かったとか、こういうことがあります。郡教委になりましてから、指導主事の配置があり、そして、学校の研修体制、教職員の研修体制も充実されて、佐用の教育は、ここにありと、こういう時期もあったように、私も若い時に、そういう場面にでくわしたこともあります。それから後、佐用の教育が、更に飛躍をしてないんじゃないか、そういう様なご意見だったと思うんですが、それぞれの現場で、また、それぞれの教育委員会もですね、その時、その時は、私は、精一杯やって来た、その様に思っています。

しかし、これだけ社会が変わり、子ども達の環境また親の環境も多く変わってまいりました。そういう中で、本当に親子のふれあいだとか、学校の先生と子ども達のふれあいだとか、そういう事が、実際にできていないと、私は、その様に捉えています。

この4月、5月の教職員の研修の場でも申しましたが、機械的に授業を1時か1時間するのではなくて、そこで子ども同士、子どもと先生のコミュニケーション、皆で考えて、何かの問題を解決すると、そういうスタンスを構築して欲しい。普段から言っておることですけれども、その様なことも、もっともっと今後も考えていかなければならないんじゃないかなと、その様に考えております。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 想像以上のことを望んでいく教育をさしているように思えてならないように思います。人間それぞれ個性があり、自分の得意なものを見出してやってこそ、本当の、その子に合った教育と言えるのではないのでしょうか。最近、塾へ通う子が多くなっております。学校だけでは教育にならないためか、それとも親の競争心のためか。あの子が塾へ通っているから、うちの子もなってしまうのか。学校教育に対して、教育委員会としてどのような考えができるかというふうに思いますが、その点は、どの様でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 得意なものを見出す。このことは一人ひとりの子ども達を大事にし、そして、それを伸ばしてやる。この事は非常に大事なことだと思います。余談になるかも分かりませんが、去年は 14 名の新任の教員。今年は 11 名の新任の教員を佐用町は迎えました。その中で、能ある鷹は爪を隠さず。自分の持っている力を、自分の持っている特技を十分、子ども達に出していただきたい。また、教員仲間の中でも出していただき、また地域の中でも、それをいかして欲しい。そういうことを述べております。繰り返しになりますが、子ども達の一人ひとりの特徴、また趣味とか特技とか、そういうものをいかした教育は、非常に大事だと考えております。

しかし、これは学校だけではできるものではありません。昔のように家庭で農作業を一緒にしたり、一緒に色んなことをする中で、その特技は生まれてくるものだと、私は、思っています。

塾の問題であります。私は、塾は、あまり好きではありません。しかし、これだけ企業化した中で、当時文部省だったか、文部科学省だったか、なった時期が、ちょっと定かじゃありませんが、公に、それを良しとするような方向に行きました。これでは、どうしても学校が置き去りにされてしまう。そういう中で、私も現場におりました時に、塾が、そういう方向になるのであれば、学校は、もっともっと子ども達に極め細かな指導、そして、教職員の指導力の向上を努めなければならぬ。そういうことを思っております。あの、話したこともありますし、今も、その様に考えております。学校は、塾ではない教育ができる。学校と塾とはイコールではない。この事だけは肝に銘じて、これからも指導に努めたいと考えております。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、親は、何を求めているのでしょうか。子どものためだけでなく、親のためになってはいないかというふうに思っております。今になって思うことですが、義務教育の時が一番頭に入る時で忘れることがありません。この時こそ、一番大事な一生の宝ではないかなというふうに思います。そうした中で、特に最近、不登校児童・生徒が多いと聞くが、何が原因なのか把握されていますか。厳しさが足りないからか。それとも、自由主義になりすぎなのか。教科の嫌いな時間になれば、保健室が溜まり場になっていないか。重要課題になっているいじめ・不登校・暴力行為等については、学校・家庭・地域が連携を密にして、早期発見・早期対応に努めることが大事であります。学校への指導体制は教育委員会としてどう捉えられているか、その点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 最初に、親は何を求めているかと。自分のためではないかということですが、それぞれの親にお聞きしたこともないわけですが、言動を見る時に、子どものためと言いながら、親のためということも感じます。

例えば、好きなスポーツをしたい。学校に、そういう物がないから他へ行きたい。で、じゃあ、他に行ってください。行ってもいいですよと言えば、学校は、もう置き去りになってしまう。なおざりになってしまう。で、学校の一員として協力できない。そういうことが、ここ 10 年余り前から当佐用にも現実に出て来ております。しかし、学校として一番、そこで苦悩するのは、今、敏森議員もおっしゃいましたように、子どもの特徴・技能を伸ばすために、この学校でおったら、この学校へ入学したら 3 年間停滞する。だから、進路はどうなるんですか。いう親も現実にあります。学校は、そこで、いつも苦悩するわけです。けども、子ども達の将来、大人になるため、この 3 年間でマイナスになると言われたら、これは学校としても親の考えに、を受け入れる、そういうふうにならざるを得ない部分もあるということを知っていただきたいなと思っております。それが全てではないと私は思っておりますが、現実としては、そういうことであります。

それから不登校の問題ですが、本当に、この事につきましても、皆さんに、また敏森議員ほか皆さんにもご心配をおかしておるところであります。不登校の原因、これは一概には、言えません。以前の、議会でも答弁させていただきましたが、まず、自分の問題もあります。友達との人間関係あります。お父さんお母さんや家族との人間関係、これもあります。先生との関係もあります。色んな関係があります。で、最初は、友達との関係と言っておったものが、よくよく考えてみるとお母さんとのトラブルが原因だったと。ですから、原因がなにかと言われておりますけれども、これという原因がない。様々な原因があると。そこには、些細な事として、子ども達にとっては、些細なことじゃないんかも分かりませんが、携帯電話を買って欲しいと言ったら買ってくれないとか、それで、友達と友達になれないから、学校を休むと、そういうのも一例としてあります。

いじめと暴力とですけれども、いじめにつきましても、現在のところ、この新学期入りましてからは、聞いておりません。しかし、昨年度からの継続として、2 件ほど聞いております。で、これにつきましても、携帯電話でのメールでの中傷だったとか、そういう物が原因で、教室に入れずに、他の所で勉強しておると、こういう意見があります。

暴力につきましても、注意されて、先生に注意されて、それが自分には不都合である。そこで、先生を押したとか、叩いたとか、足でけとばいたとか、そういうようなことも現実にはあります。

そういう中での教育委員会の指導の体制であります。を、まず事件・事故等が起きた時には、教育委員会に、即報告、一報を入れていただくようにしております。そして、課長か、職員ができるだけ早く、現場に行き、状況を把握しながら、適切な指導をする、こういう事を昨年、一昨年あたりから、そういう体制を整えているところです。これにつきましては、指導主事兼務で課長を配置していただきましたので、そういう対応が取れたというところであります。以上です。



[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） ずっと前なんです、こういうことがなくなっているか、伺いたいと思います。

参観日に行きますと、教室の入口に出席簿があり、出席すれば丸を付けるようになっております。しかし、子どもの勉強を参観しているのだろうか。頭は、金髪、口にはチューインガム、手足の爪は赤く、派手な服装、横の人と話ばかりして授業を観ていない。授業が終わると直ぐ帰る。授業後の懇談会には残ろうとしない。また、教師が残って欲しいと頼んでも知らん顔をして帰ってしまう。自分さえ良ければ、子どもは、子どもなりに自分のしたいことをしていれば、それでよしでは、親としての誠意がないと思われれます。

この様なことで、子どもを守る、勉強させると言ったことが、本当にできるのか、奇麗事ではなく、家庭教育のあり方に問題があるのではないかというふうに思います。教育委員会としてどう思いますか。

議長（西岡 正君） はい。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しい問題であります、1つは、両親共に勤められている、そういうことが、もう何十年も前から、段々多くなりまして、例えば、佐用の企業とか、色んな方に協力を求めてですね、できるだけ参観日の時には来て欲しい、こういうことを言い続けた年も、時代もあったようにお聞きしております。

で、出席簿に丸を付けて参観する。大体そういうことを、どこの学校も小中学校はやっておりますが、マニキュアとか、化粧とか、髪型、髪の色、これにつきましては、どの様に、こう言ったらいいのか、難しい意見がありますが、確かに、ここ近年は、相当変わりました。例えば、極端なことを言いますが、私が、ある学校で校長しておる時には、職員室の前に車が止まりました。2人降りて来られました。手をつないで学校参観日に来られました。笑い事じゃなしに、ほんまに僕びっくりしました。で、私玄関の方で迎えまして、ちょっと、今、失礼ですが、学校ですので、どうぞ手だけはつながないようにということで、そのお父さんお母さんは、素直でしたので、分かりましたと。それは、ちょっとまずいはなし、子どもが見とうでなし、こういう方もおられます。それから、残って欲しい時に、残らないで、これも私も体験したところではありますが、授業参観して、懇談会になれば帰られる。で、校門の前で立ち塞がって、車を止めて、どうぞ例え 30 分でも担任の話を聞いてやってくださいとか、こういうことを言い続けますと、2年後頃には、少し変わりになりました。そういうことで、敏森議員がおしゃる現実、私も目の当たりにしておりますし、そのことを、どの程度まで指導していくのか、これにつきましては、非常に難しいと考えております。しかし、後で、ザワザワ、ザワザワ親が話をしたりする現実もありましたが、私は、厳しく、もう帰ってくれと言うてくださいということで、学校には指導しており、今のところは、そういうこと、あまり話しして授業に差し障るとか、そういうことは聞いておりません。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君）　　今は、ないようでございますので、非常に喜ばしいことではないかなというふうに思いますが、一般方針の中に、社会性を育むため、道德教育、集団宿泊活動、職場体験活動、奉仕体験活動、読書活動などがありますけれども、家庭内への協力体制が謳われてないように思います。それは、家庭内奉仕活動、先ほども出ておりました、昔は農繁期休業がありました。が、過保護的な考えが、現在の社会に植えつけられていないか。この農繁期休業と言いますのは、一週間ぐらいあったのではないかなというふうに思っておりますが、それが夏休みの方に振り替えられたということも、ずっと前に聞いたことがございます。そういうことが、ありますので、それが本当に夢ある教育の中に入るのかなというふうに思いますが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君）　　はい、お答えください。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君）　　この一般方針につきましては、特に学校教育中心になっていることは歪めまでせんので、その点、ご理解賜りたいということと、それから、特に社会性の問題ですけれども、じゃあ、全ての者が社会性が育っていないかという論点に立ちますと、私は、そうではないというように、思っています。

例えば、家庭の一員として、お父さんお母さんや、おじいちゃんおばあちゃんやの仕事をきっちり手伝っている者もあります。しかし、やっぱり、親のひとつの方向としては、お前は勉強しとけとか、そういうことで育てている子どもが多いんじゃないか。更には、放任、夜 9 時、10 時に家を出ても知らないというような家庭も現実にあります。これは近年に始まったことではありません。で、1つ言えることは、これも社会の問題にしてはならんわけですけれども、夜の明るさが非常に明るくなった。佐用でもこうこうと電気がついている場所が 24 時間ついている所もいくらかあります。ちょっと、30 分ほど車で走らせれば一杯あります。特に、東の方へ行きますと、夜中の 11 時、12 時でも幼児を抱えた若いお母ちゃんが、色んな店でウロウロしている、そういうことも目にします。そういう中で、本当に子ども達が落ち着いてと言うんか、親の愛情を肌で感じながら育つんかということを、私は、いつも感じております。

少しそれますが、社会性は、やっぱり親が、まず教える。肌で教える。そういうことだろうと思えますし、先ほど来出ておりますように、心豊かな人づくりだとか、思いやりのある心だと、人に役に立つ、ありがとうと言ってもらえる、そういう実感を味わうために、トライやるウィークだとか、そういうものをしているわけです。トライやるウィークにつきましては、今回、6 月の 2 日から一週間 170 人余りの子ども達が、無事終わったわけですが、事故、事件なく終わりました。ありがとうございました。このことによって、子ども達が、あいさつを、やっぱりあいさつせなあかんのや。一週間できなくてもですね、終わった後、やっぱり、あそこのおっちゃんはいいさつせいよと言うてくれた。そのことを今後、自分にいかして欲しい。そういうことを願っているところです。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君）　　トライやるウィーク 170 人ということでしたが、非常にこう、無事に終わったということではありますが、教育長の目で、この一般方針、1 年間で 100

パーセントクリアできる学校は何校あると考えられますか。まあ、100パーセントクリアできると言いますのは、非常にこう難しいかも分かりませんが、合格点ならいくらぐらいあるかなというふうに思われますか。そこの点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これは、非常に難しいと思います。私が、現場でおっても、これ60パーセントまで、これは、どういうことかと言いますと、学校には、教育課程を作成して、1日、5時間ないし6時間、まあ算数であれば、週何時間とか、そういう枠組みがありまして、その中で、人のここ、7割方が、人の心の方向性を表しているわけです。人の心の策路というのは、中々難しいわけです。そういう意味で、非常に不定な数字を、ちょっと申しましたけれども、しかし、100パーセントに近づける、それこそ、そういう夢を持ってですね、教職員は日々努力してく、この様に、私は捉えておりますので、どうぞご支援、よろしくお願ひします。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、この点につきましては、地域の差、それぞれの学校の特徴によりまして、条件のあったことであれば、クリアできるが、奇麗事ですまそう。作文でうまく包み込もうというようなことはないかなというふうにも思います。

教育の専門家としての確かな力量を高めますとありますが、四六時中先生であって、サラリーマン化しては教育の本質は飛んでしまうと思ひますが、その点はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、ええ、サラリーマン化という言葉が出ましたけれども、私は、佐用の町職員、正規職員191名、校長から事務職員までおるわけですが、少なくともサラリーマンという気持ちは、少なくとも多くは持ってないだろうと。やっぱり学校という組織の一員として子どもの教育のため、人づくりのため、一生懸命務めていると、その様に信じて対応をしているところです。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 確かに、サラリーマン化しては、非常に具合が悪いことは非常に多くなってくるだろうと思ひております。

親の背中を見て育つと言われますが、大人がしっかりしないと家庭教育などできないし、また社会教育においても自分勝手な言い分しか通そうとしない状況であれば、社会教育とは言い切れないし、単に言う教育とは無限大で舵取りは非常にこう難しい。現在の世の中、上司が口だけで説明しても、後付いて来ない。やってみせることが大事ではないでしょうか。その点お願ひします。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そのとおりだと、私も思います。考えています。

と言いますのは、申し訳ありませんが、私事で申し訳ありませんが、校長になって直ぐに庭木の剪定をしておりましたら、道路端だったもので、そこへある人が通られまして、わざわざ 10 メートル程バックして来られまして、お前なにしょんならと言われました。いや、あの庭木の剪定を言うて、お前せんでもええやろうと言われた。校長だったら、お前、ちゃんと座っとけ。させえと。確かに、そういうことも必要だろうと思いますし、しかし、今、そういうことでは、学校は機能しません。先ほど、敏森議員がおっしゃったように、やっぱり、校長が自らできることは、率先してすると。その中で、育つと。

こんなこともありました。昨年、新任の先生が参りまして、今年4月に、ある行事があった時に、私が学校訪問をしました。そしたら、若い先生で、誰か地域の人でも来とってんかな。それにしても若いなと思っておりました。それは、なぜそう思ったかと言いますと、服装なんですね。フードの付いた、今ジャケットみたいな。春先でしたので、そういうものを着てました。で、後、帰りに、校長に、それでも、色んな人が来ておってやし、子どもの前に立つ教員として、あの服装どうだろうと言いました。で、校長が、後指導したようですけども、その反応として、言っただいて、ありがとうございました。新任が言いました。ですから、普段の、そういう服装をどうしたらいいとか、いう事が分からない若い世代が、やっぱり多くなっているというのが、現実であります。

まあ、そういう意味で、背を見て育つと。この事は大事にしたいと、この様に考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 教師とは、子どもに気を使って教えるようでは教師ではないと思いますし、それは、何を恐れているのでしょうか。自信を持って対応すれば、恐れることはありません。しかし、療養休暇で休んでいる教師も、普通の病気療養でなく精神的な問題で休んでいる教師は何人いるのでしょうか。その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、教師の採用に係わっては、県が採用試験をして、そして、ここ 10 年、15 年余りは、面接もですね、1 回、2 回ではなくって、色んな立場の方から面接をしていると。この様に聞いております。という事で、その、そういうところをクリアして教員になった者達は、相当の力を持っていると、私は、そう信じております。しかし、先ほど来出ておりますように、社会性だとか、物の見方、考え方だとか、これは、やっぱり、いっぺんに、そういうことが身に付いていない。また身に付かない。そういうことが現実にあります。そういう中で、特に教員の力量、自信を持たすためにというようなことで、初任研、新任の場合は、の研修。それから 5 年目の研修、10 年目の研修、15 年目の研修、こういうことで、県と地教委の方も絡んでですね、しているところです。で、教師が気を使ってとか、これは、私自身も自信を持ってやっていると、自分では思っても、何かそこに気を使うとか、この子を、こういう叱り方したらどうだろうとか、こういうことを言うたら、どう出て来るだろうとか、そういう、そういう面での気を使うということは

ありますが、じゃあ、弱気で全てをしているというところは、いくらあつたとしても、やっぱり自分の専門分野とか、そういう所ではですね、自信を持って、私はやっている、この様に捉えておりますし、教員も人間でありますので、やっぱり弱い面を持っている教員もおります。そこをカバーできる教員も、その組織の中には、私は、必ずいると、そういう中ではですね、教員そのものが、お互いの立場をって言うんか、力量も理解しながら、進めておるといのが、現状であります。で、病氣療養につきましてですが、今現在、2名の教員が療養しております。以上です。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 教師同士助け合いカバーをしてやらないと落ち込んでしまう。1人で悩み苦しむ、精神的にまいってしまう。そういう状態をなくすことは一番ではないかなというふうに思います。今、2人おられるということを知りましたが、でいるだけ早く皆で助け合いをしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

最後に、これだけ話して終わりたいと思います。

教育の本質とは、教える教師がいつまでも児童生徒に思い出の残る教師になることではないでしょうか。あの先生の授業は、面白く楽しい、心に残る教師像を子どもが作る。何も先生が作るのではない。子どもが作る。私が、高校時代、国語の先生で樫本という先生だったと思いますが、黒板に上月城にいた山中鹿介が言った言葉の中に、『憂きことのなおこの上に積もれかし限りある身の力試さん』と言ったと教えられた。それは、自分に苦難を与えたまえ。そして、自分ができる限りの力を試そうと言われたという。現代人の中に、そういう盾てになる人がいるでしょうか。やってやるぞという向上心がない。進んで頑張る姿勢が欲しい。そして、人間誰しもらしさという言葉が必要であります。初めは、そうでなくても、年が経つにつれらしさが生まれてくる。らしさとは、先生らしさ、町職員らしさ、議員らしさなど、そうなければ、本物とは言えないと思います。

最後に教育の本質イコール原点は、どこから探り入れられるか。水をすくうことはできても、つかむことはできません。それ程教育は難しいと思います。今後の変化に期待し質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。

続いて、4番、岡本義次君の質問を許可いたします。

[4番 岡本義次君 登壇]

4番（岡本義次君） はい、4番議席岡本でございます。今日ですね、この時期になると、いつも私は関心することがございます。昨年、減反してですね、草だらけの田畑がですね、奇麗に草を刈られ、耕され、水をはり、そして田植えをされて未曾有の国と言われて、本当に夕方には蛍が飛びですね、素晴らしいことだと思うんですけど、食糧危機を迎えながらですね、減反政策をとっている日本という国に憂いを覚えておるところでございます。

では、本題にはいらさせていただきます。

固定資産税の滞納ということでございます。1点、4月の議員連絡会において、町長から、ある集落において、昭和の時から町名義の上に個人の家が建てられており、固定資産税が払われて（聴取不能）が発覚したとは聞きました。その数においては、9筆の8件に

及ぶと聞きました。そのことで、次のことを町長に伺って行きたいと思います。

1つ、いつの時から、こういうことが始まったのでしょうか。

2つ、まあ件数については、今、まあ分かったわけでございますけれど、面積にしていくらだったのでしょうか。

3つ、どうしてこんなことになっているのか、その原因については、どうだったのかと。

4つ目、合併の時の引継ぎ事項にも載ってなかったと聞いております。無かったのか。

5つ、旧上月の古い議員にも聞いても知らなかったと聞いているが、その点については、まあ、穏やかではありませんが、隠されておったのかということも考えられます。

6つ、現在、ここにいらっしゃる、上月の幹部の職員の方についても、ほとんどの人に聞きましたけれど、知らなかったというふうに聞いております。

7つ、入る税収が入っていない。入っていれば、その税収額は。また、その責任は誰にあるのでしょうか。

8つ、当時の三役を呼んで事情聴取をするのか。同僚議員等は、特別委員会つくってでもというような声も上がっておりますので、そこら辺はですね、どうされるかということでございます。

9つ、今まで、もし誰も知らなかったということは、あえて今、隠されておったのかというふうにも思うんですけど、その原因について、誰が取るのでしょうか。

そして、最後、事由については、今後、どの様に、それを解決して行かれるんでありますでしょうか。これが、まず1件でございます。

2件目につきましては、職員の不祥事について、あってはならないことが起り、佐用町の名前は、不名誉なことでも有名になりました。テレビ新聞でにぎわい、遠くの方からも、佐用はどうなっておるんだというような声が聞こえ、何回も聞かれたりしました。彼は、随分前からの計画的であり、悪質ということで、長いこと留置されておったようでございます。前回にも問いましたが、その時点では、未だ分からないということでもございましたので、ここであえて取り上げ、次のことを町長に伺って行きたいと思います。

1つ、先だっけの新聞には出ておりましたけれど、このつくった時で分かりませんでしたので、本人が起訴され、刑が確定したのかということでもございます。

2つ、本人が家に帰っているのであれば、呼んでの事情聴取はされたのか。

3つ、彼が犯した町にかけた迷惑損害はどうされるのでしょうか。

4つ、時効のものもあるが、税金等を使った、その金額と、色々な面についてですね、把握されておるのか。

5つ、彼のお家から寄附された500万円の扱いは、今後どうされるのか。まあ、預かりという形になっておるとは聞いておりますので。

6つ、二度とこんなことが起きない、起こさないために、中身を職員なり町民に知ってもらうという意味で公表するのかというのが、2件目でございます。

3件目は、佐用中学校の実態についてということで、聞き及ぶところによれば、佐用中学校の一部の生徒が先生の言うことを聞かず、先生を困らせており、色々な問題を起しているとのことを、噂では、まあ聞いております。そこで、その実態がどうなのかということで、次のことを教育長に伺いたいと思います。

1、問題児は、何年生で何人いるのか。

2つ、どんな問題を起しているのか。

3つ、他生徒の勉強やクラブ活動等、そういう妨げにはなっていないのか。

4つ、職員室で暴れたり、車を傷つけたというのは、噂で聞きましたけれど、これは事実であるのか。

5つ、その生徒にどの様にして、まあ正常言うんか、他の生徒達に問題を妨げなりしな

のように、正常にさせるのに、どういう努力なり、まあどの様にしていくのかということ  
でございます。

この3件について、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君）                    それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、固定資産税の滞納についてということでございますが、最初にお断りをしておかなければいけないことは、この件につきましては、今日まで所有権の移転登記が行われていなかった訳でありますので当然のことながら課税がなされておられません。従いましてこの事案は滞納ということには当てはまらないということ、まずもってご理解をいただきたいと思えます。

さて、この件は、いつの時から始まったのかということでございますが、この事業は、昭和51年度から小集落改良事業に取り組んでおられます。昭和52年から昭和55年にかけて、持家宅地として必要な土地について「土地交換契約」を締結して、事業を進められており、その頃から、まあそれからのものかなというふうに思われます。

次の質問の、小集落事業全体の宅地面積につきましては、28筆で1万457.68平米ということであり、この内、改良住宅用地など町名義の土地は、5筆、2,802.71平米で、個人の宅地は23筆の7,654.97平米でございます。

問題の未登記の土地は、9筆、2,815.39平米で8名の方が町名義で現在残っております。

所有権移転登記が行われていない原因は定かではありませんが、未登記の方については昭和60年に、「ほ場整備事業の換地処分の登記が終わりましたので、土地交換契約に基づき町の嘱託による所有権移転登記ができます。」との通知文を出されております。通知は20名の方に出して、現在8名の方が未登記ということで、

〔「10名」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君）                    ああ、10名の方に出して、現在8名の方が未登記ということでございます。また、土地交換以外で未登記の方は3名でございますが、この方々の未登記についても原因が分かりません。現在、個々に面談を行い、所有権の移転登記を依頼しておりますが、面談の中で「お金の支払いを済ましたので、町で登記をしてもらえるものと思っていた。」などの勘違いも一部にはあったように聞いております。

次に、引継ぎについてでございますが、旧上月町では昭和62年の4月に地域整備課から総務課に事務が引き継がれておりますが、合併時の引継ぎには一切ございません。また、上月での議会への報告についても「隠していたのか」ということでございますが、当時のことは私には詳しいことは当然分かりません。

合併前の総務課長にお聞しても「引継ぎを受けていない」との、いうことでございますので、旧上月の幹部である各課長にしても知っていなかったのではないかというふうに思えます。

次の、税が入っていれば税収額はいくらかとの質問でございますが、まあ、未登記により課税されていない土地9筆の平成20年度の合計評価額は、約1,900万円でございますが、小規模住宅の課税標準の特例等により、合計課税標準額は約370万円となり、固定資産税額は、全体で約5万2,000円となります。

「今まで隠してきた責任は誰が取るのか」ということですが、この未登記の件は、昨年8月に税務課が家屋調査のために土地所有者を調べていたところ、個人住宅の底地が町名義になっている土地が数筆あることが初めて分かったわけであり、その後「土地交換契約書」などを探したり、調査した結果、本来個人名義に変わってなければならない土地であることが判明し、「固定資産税が課税されていない」との報告を受けたところであり、

旧町の助役、収入役からも事情を聞かせていただきましたが、役場内での事務引継ぎ、連絡が十分取れていなかったため、所有権移転手続きの依頼通知を文書で行っただけで、移転登記が完了する最後まで責任ある対応が取られていなかったため、このような結果になったものというふうに思われます。まあ、故意に隠していたとは思いませんので、責任云々については、当然、考えてはおりません。しかし、このまま放置はできません。当然、このまま放置はできませんので、現在、財政課、上月支所を中心に関係各課で連絡、調整を取りながら、対象者と個々に面談を行い、所有権移転登記を依頼しております。

契約者の中には既に死亡されている方もあり、現在の所有者の理解を得ながら、できるだけ早く手続きを進めてまいりたいと思います。相続等で時間がかかる事案もありますが、整理に向けて、今後、努力をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、職員の不祥事についてのご質問でございます。3月の定例議会において議員からのご質問にもお答えしましたとおり、私といたしましても合併後、議会や町民の皆様と一緒に新しい町づくりに懸命に取り組んでいるさなかであります。誠に残念であり、町民の皆様に対して心から深くお詫びを申し上げたところでございます。

ご質問の「本人が起訴され、刑が確定したのか」ということですが、5月1日、神戸地方裁判所において公判が開かれ、検察側から懲役3年、追徴金745万円の論告求刑が出されました。5月15日には、懲役1年6カ月、追徴金745万円の判決が言いわたされたところであります。本人はこの判決内容を不服として即日控訴を行っていましたが、5月27日に家族の方から本人も判決内容を納得したので、これ以上争いません。控訴を取り下げしましたという連絡を受けました。従いまして、刑は検察側の求刑どおり確定をいたしております。

次に、本人が家に帰っているのであれば、事情聴取をされたかということですが、先ほど述べましたように刑も確定し、本人は服役中ですので、会ってはおりません。

次に、町にかけた迷惑損害はどうするのかということですが、今回の事件は業者等からお金をもらったということで、町のお金を着服したとか不正に使い込んだ訳ではありませんので、金額的損害の推計が困難と考えます。町といたしましても起訴された時点ですぐに懲戒免職という処分の中でも最も重い処分をいたしておりますので、今のところ損害賠償請求等を行うことは考えてはおりません。

次に、税金等使ったその金額を把握しているかということですが、ということも、先に述べたように、町が受けた損害を金額に置き換えることは困難であります。

次に、寄附される500万円はどうされる、するのかということですが、議員連絡会等で報告させていただきましたように、今は預かり金として処理しておりますが、家族の方が弁護士と相談され、町や町民の皆さんに多大な迷惑かけ、大変申し訳ないという率直な気持ちの意思表示としての寄附の申し出でございますので、刑が確定得ましたからには寄附金として、今後、受け入れをしたいというふうに考えております。

次に、二度とこんなことが起きない、起こさないための、中身を、起こさないため、事件の中身を職員なり、町民に公表するのかということですが、職員に対しましては、事件以後、職員集会や課長会をはじめ、機会があるごとに経過なり綱紀肅正について話をしているところであります。町民の皆様に対しましては、新聞やテレビ等で事件の内容をすで



にご存知かと思えますし、また、防災無線や広報にお詫びの文書や懲戒免職をした処分内容も掲載するなど、お知らせしておりますので、今後、改めて公表するつもりはございません。今は、町民への信頼回復に努めることが最も重要なことであるというふうに考えております。

後、佐用中学校の、ついてのご質問につきましては、教育長の方から答弁をしていただきます。私の答弁は、この場での答弁は、これで終わらせていただきます。

教育長、後お願いします。

議長（西岡 正君）                    それでは、教育長。

教育長（勝山 剛君）                それでは、続きまして、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

一番目の問題であります。問題児という言葉ですね、学校としましては、また私達も、問題児というレッテルとか、そういう捉え方はしておりません。やっぱり、子ども達、まあ200人おれば200人それぞれ色々な性格とか、自分のこう持った子ども達がございますので、その様に理解をしていただきたいと思います。ということで、生徒指導とか生徒指導上の問題、特別な配慮を要する子ども達、こういう子ども達は数名おります。

2つ目には、どんな問題を起しているかということですが、まあ物を壊す。指導に従わない。更には、深夜徘徊により指導を受けている生徒がおります。

3点目の他の生徒の勉強やクラブ活動の妨げにはなっていないかとお尋ねであります。特に、そういう特別に配慮を要する子ども達は、教室に、他の生徒と一緒に勉強する状況には、中々なりませんので、別室で指導を受けておる、そういう状況がございますので、直接的な妨げというのは、皆無とは言えませんが、ないと思っております。しかし、そういう状況がございますので、他の生徒への影響が全くないということは、考えておりません。

それから4点目の職員室で暴れたり車を傷つけたりが事実かということですが、これはありました。

5点目の、その生徒を、どのようにして正常にさせていくかということですが、これが一番こう難しい苦しいところがあります。まあ、生徒が問題を起す時には、当然まあ、原因が、子ども達の側はあります。生徒間または生徒と教師間の人間関係のこじれとか、意思疎通が図れないとか、そういう場合もありますし、家庭環境によるものなど、その原因は、非常に多岐にわたっております。指導に当たる教師は、これらの原因を、まず、先に突き止めて、時間を掛けて原因となっている事柄を取り除きながら指導に当たっているところです。特に、まあ、指導を要する子ども達は、制止をされる。それ止めとけ。それに、それが受け入れられない部分が非常に多くあります。つまり善悪の区別をつけることとか、他に迷惑を掛けないことなどの大切さを説いて聞く耳を持つてくれるように努めているわけですが、これは繰り返しになりますけれども、この様な生徒に対しては、生徒の思いをしっかりと、逆にこう耳を傾けてやる。人間関係、信頼関係をつくっていきながら、教えるべきことは教え、諭すべきことは諭していくことが、まあ、何よりも大事であると、この様に捉えています。とにかく、時間を掛けて、その子ども達と辛抱強く指導に当たる以外方法はないと考えています。学校内では、指導体制を整えながら、該当生徒だけではなく、全体に対しても指導をし、勿論家庭に対しましても、根気強く働きかけ、教育相談等々との関係機関とも連携を図っているところです。

今回、佐用中学校の実態についてということですが、これにつきましては、他の学校も少なからず平穏であるように見えてもですね、個々の子ども達は、毎日、色々な問

題等を抱えて登校してきます。今まで落ち着いたように見えておってもですね、翌日朝来たら、コロッとこう顔が変わっておるとか、対応が変わっておるとか、そういう子ども達もですね、そこそこにおりますので、どうぞ、その辺のことをご理解賜りたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それでは、1 件ですね、これ固定資産税、所有権移転がなされてなかったということでございますけれど、その時にですね、町長は、町名義でありますので、当然、個人には、そういう固定資産税くださいということは、難しかったんかと思えますけれど、どうなんでしょうね。その時、多分ですね、登記がなされていないという中で、まあ難しかったと。それで、そのままになっておったということだったと思うんですけど、個人の家をですね、町の上に建てさせるということ自体ね、まあ、その同対法がどうだったんか、私も、ちょっとその中身まで分かりませんが、契約書、個人との、そういうやつは全然無かったんですか。あの、いわゆる家を建てさせておきます、建ててもいいですよと。しかし、固定資産税は、ちゃんといただきますよということ、それらのことはなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） あの、別に、この移転登記はですね、難しいことじゃなかったんですよ。だから、その難しいことじゃないことができてないと。できていなかったということですから、別に、その町の上にですね、暫く登記が難しいから、その期間に登記ができる期間において、その土地の上に、個人の土地を建てることについての許可をすることかというようなことをする必要は何もない。それがあれば、そういうことが、必要性があるんですけどもね、そういうことではありません。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、その中でね、その地所の中で、既に、もう同じ様に区画整理されて固定資産税を、その当時から払っていらっしやった方もいらっしやるんでしょ。そこら辺は。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これまでも、私も、ずっとね、この経過を担当者の方から聞きますと、昭和 60 年にほ場整備という形での、あそこ土地を、区画整理ですね、一緒にされたということですので、その換地処分の登記が終わっているわけです。だから、それは宅地部分を含めて、換地が終わったと。ですから、それに対しての所有権移転登記を行うということでしたのでね、それで、もう既に登記もされている、当時から登記をされている方も、当然あるわけで、だから、それが、なぜ現在残っている 8 名の方だけがですね、登記がされていないのか、この辺は、中々分かりません。全員がされていないんだったら分か

るんですけども、その、されている方の方が、当然、多いわけですから。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 私も、合併してから、皆さんご存知のようにですね、やはり、税の公平ということの中でね、いつも、この事を取り上げてですね、町長なり税務課長、まあ、住民課長にですね、頑張ってください、やっぱり、私は言うんですよ。いつも、本当に困った人はね、助けてあげる。生活保護でももらってあげてくださいよと。しかし、払いよる人についてはね、やはり、税の公平の中で、世の中はですね、そういう中で成り立っておりますんで、一部、そういう地所の中でですね、払っていらっしゃる方があると。その方があるにも係わらず、そういうことがいうことであれば、そういう払っていらっしゃる方がね、やはり、それ聞いてどうなんや、私は、ずっと払うとんのにというふうに、やはり思われると思うんですよ。ですから、そこら辺、町長にはね、全然、上月のことで、今、時の代官として、ご苦労合わすわけなんですけれども、そういうことを、今のこの幹部の方も、全然知らなかったと。税務課長した者までね、いわゆる家は、固定資産税当然かかっておったんでしょ。家は。それのに、地べたがね、その時分かって、当然、その時、何十年も放っておったということが、私、合点いかんのんですよ。総務課長も、当然、引継ぎ事項にもね、普通総務課長代わっていったら、こういう問題がありますよと。前には、同和対策室というのがあったんかも分からんけれど、私、辞めたOBの方にも、会った方に聞いたんですよ。ほな、助役しておった者まで知らなんだと。ほいで、広場のとこの町名義はあるけど、家まではないでと。あんた嘘言いよんかいと言うたこともあるんですよ。ですから、そういう体質そのものがね、やっぱり私、いつも言うように、役場の方がね、自分の金を扱うように、やっぱり考えてもらわんと、入る収入も、これ税収も入っとらんでね、ですから、私、いつも言うんですけど、これ税金で皆が持って来てくれるもんじゃ思うて、わしの腹傷まんというんであればね、30年も、あなた達放っておけますか、そこら辺、町長、どの様に思われます。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） ですから、故意にですね、これを隠したということではないというふうに思います。ですから、まあ、その当然、登記が当時、その個人の方からも、その通知をして、所有権移転登記の手続き、これにかかるんに当たってですね、まあ、そういう所有者の方からですね、実際の所有者になる方からの申出がなかったと。そのまま、その後のフォローがなかったということなんですけれどもね、ただ、それが、その、実際に、今合併後、税務課の職員が、そういう、その課税についてですね、ずっと見てたらおかしいなというので、分かったと。ですから、まあ、その辺はね、やはり、こう旧町においても、早、その20何年間の間に、毎年課税をやり、課税のまた何年かにいっぺん見直しをやっているわけですから、その段階でね、これが残っておれば、何年か後には、これはおかしいと。この登記はできてないというのは、分かっているはずだったという感じはしますよ。これは。しかし、まあ、その辺が、ずっとできていなかったというのは、現実、事実なんでね、その辺は、その、まあ、事務的な、ある意味ではミスであったということとは思いますけど、しかし、それは、難しいからとか、何か問題があって隠していたということではないということだと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、あの、そういう難しくてですね、難しくなかったというふう  
に、今、答弁もおっしゃったんですけれど、それをね、全然、引継ぎもないし、もう、そ  
の、どう言うんですか、全然関知もしなかったということ自体にね、あなた達の、これ仕事  
の中に入っとんですよ。これ。ですから、そういう事が、私、いつも言うように、全然、  
課長とか、総務課長の引継ぎも、税務課長までした者も知らなかったと。支所長も知らん  
と、そんな、どの様に思われます。やっぱり、1つの危機感というんが、ないと違うん  
でしょうか。ですから、これ今、金額聞きましたら、この1,900万言うんは、全体の、今  
までやった中の金額なんでしょうか。

町長（庵逄典章君） これは、課税の土地の評価額ですよ。

4番（岡本義次君） ああ、評価額。ほなら、この370万言うんは。

町長（庵逄典章君） あの、それは、今、言いましたように、評価をしてもですね、そう  
いう小規模の土地につきましては、減免措置があるわけですね。だから、それによって、  
実際の課税額は370万という形に、課税標準額を370万という形になって、それに対して  
の課税ということになるわけです。

4番（岡本義次君） ほな、そのこの5万2,000円というのは、各個人のいわゆる分です  
か。それとも全体の分。全体の、

〔町長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

4番（岡本義次君） ああ、えらい安いんやな。ほなら。

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） その5万2,000円というんが、その30年前からの、今までの分が、  
全体で5万2,000円なんですか。

〔「年税率」と呼ぶ者あり〕

4番（岡本義次君） ああ、年税で。ああ。ほなら、30、それに30倍ということやね。ま  
あ、言うたら。ああ。なるほどね。

ですから、これからね、今聞き及ぶところによりますと、財政課がですね、骨折りを折  
っていただいて、まあ頑張っていらっしゃるということでございまして、ある程度、その  
中でですね、話しも付いて進展していっておるとは聞きましたけれどね、やはり、こうい  
うことは、本当に、その助役した者とか、町長でも、町長やった人でも、あれっていう感  
じで、知っておってとぼけよってんかどうかは、ちょっと私も、分からんけどね、その人  
まで、辞めた人ですよ。旧上月の、聞いたら、そんな感じでね、本当に最高責任者として

やりよったんかなという気もするわけですね。ですから、町名義の上にね、家を建てらす  
つというんは、普通、自治法とか税法にこう載っとんですか。税務課長か町長。

議長（西岡 正君） 町長答弁。

町長（庵途典章君） 自治法に、そういうことがね、そんなことが載っておるわけがない  
いうことは、それは常識でご存知で、その言われていることをね、分かって言われてると  
思うんですけども、そういうことはあり得んわけですよ。ですけども、このまあ、事業の  
性格上、いったん町がですね、土地換地をして、町名義にして、それを各個人に、また所  
有権移転をするというような事業手法をとられているわけですよ。全体を区画整理され  
てますから、そういう事業手法の中で、そういうミスが起きてると。で、そのミスが、当  
然、今まででも、何回かチェックする機会があったと思うんですけどね、当然、その長年、  
そのミスが、ちゃんとチェックができてなかったと。それは、岡本議員言われるように、  
それは、当時、その担当職員として、こういうことは、今後もあったとしても、それは、  
職員のやっぱし、それは責任だと思いますよ。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） すんません。えらい、あの、私、自治法にも税法にも載ってないん  
分かっておって聞いたんですよ。えらい申し訳ない。そやけど、やはりですね、ちゃんと  
ね、そういう仕事を役場がやる以上ね、ちゃんとしていただきたい。こういう様に思って、  
あえて苦言を申しておるんでありましてですね、こういうことが、もう二度とね、他では、  
もうないでしょうね。それは、当然、こういうことは初めて発覚したというような報告聞  
きましたんでね、ですから、町名義でした時点、個人に家建ててもらった時だったら、当然、  
その人の所有権移転もするべきであったと、この様に思っておりますんでね、この事につ  
いては、財政課長なり他の課長もですね。  
後、ちょっと黙ってくださいよ。

議長（西岡 正君） はい、静かに。

4 番（岡本義次君） あの、やっぱり、そういうね、皆さん、力合わせて頑張ってるね、や  
っていただきたい。この様に思っております。

まあ、色々ご苦労だと思いますけれど、やはり、いつも税務課長なり町長言われておる  
ように、税の公平差からも言いましてね、こういうことが、やはり起きないように、起こさ  
ないように、皆さん気を張ってお願いしたいと思っております。

では、2件のことをごさすけれど、前回ですね、1回目聞いた時には、そういう税が  
ですね、いや税やない、何が、刑が確定してなくてですね、あの、もう分からないとい  
うことをごさしました。しかし、先だってですね、1年6カ月なり745万円ということ出  
て、また本人控訴したけれど、また取り下げたというふうに聞いております。ですから、  
この彼が、ちょっと前に、私聞いたら、帰ってですね、田んぼすきよったというふうにも、  
（聴取不能）、ですから、そういう時にね、私は、やはり同じ地所に幹部の方いらっしやっ  
てですね、当然、おうちにでも連絡されておったらね、帰った時点で、役場へ来てくださ  
いよと。支所へ来てくださいよということを言われてなかったんかどうか、そこら辺。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 既にですね、この時点では、懲戒免職。もう職員ではありません。懲戒免職の処分を行ってますから、それは、町の方からですね、事情聴取をする。来いというような、職員としてのね、命令はできません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それが、町長、甘いと言うんです。あんね、一般の企業とかね、銀行だったらね、自分とこのね、そういう不祥事起こしたら、悪いこととして当たり前なんですよ。懲戒免職まで。社会的な。しかし、自分とこの、どうだったということぐらいはね、やっぱり、聞き及んでね、後の対策のためにも、また職員の今後の勉強のためにもね、全部記録残しておかんとあかんですよ。そんなことでいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そんなことが、他の企業でも事件があった時にね、どこでもしているんですか。中々、それは、私は、それはね、個人、検察側の、色んな調査、その裁判の中で明らかになってくる、そういう内容は、しっかりと、私らも、職員も裁判、論告求刑行って聞いてきたりして、そういう内容は、調査把握はしております。しかし、その個人をね、呼んで、どうだった、こうだったという話は、私らが調査権もないし、それを今、懲戒免職した者を呼んでね、しなきゃいけないんだと。そこまでは、ちょっと私はできません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 私は、やっぱり、それが、ちょっと身内に甘い措置かなと思っております。ですから、調査権なくってもね、やはり彼が勤務中にですよ。いわゆる、そういうせんでもええようなことをしてですね、設計とか調査、そういうようなんで、業者に便宜与えてですね、そのした値についてね、彼女の所へ振り込んでくれというようなことをしておったんでしょ。何十年から。そういう勤務中にね、そんな暇な時間があるんですか。それ。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、今回、そういう事件として、その刑を受ける。また、その検察の調べ、検察の調査によってですね、そういうことが、既に明らかになってるんですよ。だから、それは、はっきりと、そういうことをしたということが明らかになっての刑が確定して、今回、まあ服役しているということですから、その事実については、十分に、こういうことであつたと。それに対しての、町としてのですね、今後、職員に対する

指導、また工事の色々な問題があった点についての改善、この反省、そういうものは、当然行って行くということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） あの、上月の、あま逮捕された人にも、ちょっと後ですね、町ですれ違ったりして、話聞いた時にもね、彼も言うんですけれど、私も被害者だったと。設計したから、ここへ振り込んでくれというようなことで、振り込んだと。私は、別に裏から、ここへ持って行って、そういう賄賂には当たるとは思ってなかったというようなことを、彼も言うておりました。ですから、まあ、振り込め詐欺みたいなもので、偉い被害におうたというような言い方もしておりましたし、まあ、あの、彼がですね、私の家へ、円光寺でありましてですね、久崎に水道事業所があった時に、1日に、2回も3回も4回も上がったり下がったり、上がったり下がったりようしてましたんで、えらい忙しいんやなど。そんだけ再々下へ降りたり上がったりするんかなというふうには見ておりました。そこら辺、そんだけ頑張ってくれよったらいいんですけれど、他の方へ頑張りよったらね、本当に職員そんだけ、今の 400 を超す職員がですね、そういう自分の本来の仕事をせずにですね、しておったということ自体がね、やっぱり、そこら辺が、皆さん、どう思われます。

議長（西岡 正君） はい、答弁いりますか。

4 番（岡本義次君） 答弁。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 当然、あの、他のですね、今、一生懸命、それぞれの仕事をやって、担当をしてくれている仕事、職員がですね、その様なことをしているということではありませぬので、今回、そういうことをしたために、こういう事件であり、こういう刑も受けるということで、これをね、他の職員が、やっぱり、もう一度、やっぱり自分は一生懸命やっているとね、こういうことが二度と起こさないように、同じ仲間、職員としての、こういう事件を起こしたということに対してのね、やっぱり反省、また、それに対する謝罪。町民に対して、やっぱり同じ同僚としての謝罪の気持ち、そういう気持ちを持って、新たに職務に精励をしていくという気持ちで、今、頑張っているんです。そういうふうに、見ていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そうですね、私、全部とは言いません。勿論、皆さん一生懸命頑張って、汗水流してね、遅くまで残って頑張っていらっしゃる姿見ておりますしですね、町長、言いましたように、前にも聞きました時に、何ぼ長いことおってもね、悪いことしない人は、悪いことしない。悪いことする者は、例え2、3ヵ月短い期間であっても、するかも分かりません。ですから、その人の倫理観と言うんか、やっぱり、していいこと、悪

いことを、そういうことのね、やはり公僕として、やはりちゃんとした、一生懸命町民に  
仕え、町民がね、言わば株主ですよ。税金納めて、ですから、役場へ来て、町民の方がい  
らっしゃったら、おはようございますとかね、こんにちは、下の住民課で、点呼の時にね、  
ちゃんと、そういうあいさつの時、そういう姿見て知っております。しかし、時には、こ  
ちらから声掛けても1対1の時でも、返事も返ってこない職員がいらっしゃるし、また、  
※※、※※※、※※※※※※※※※※。※※※※、※※※※※、※※※※※※※※※※  
※※、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※、※※※※※※※、※※※※※  
※※※※※※※。※※、※※※※※※※※※※※※※※※。※※※※、※※※※、※※  
※※※  
※、※※※※※※※※※

議長（西岡 正君）                    ちょっと、外れてますが、はい。

副町長（高見俊男君）                ※※※  
※※※※、※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※。

4番（岡本義次君）                    ※※。※※、※※※※※※※※。

副町長（高見俊男君）                ああそうですか。その辺、常日頃からですね、この事件だけでなし  
にですね、やっぱり町民に対しての住民サービス、特に、そういう挨拶ですね、そういつ  
たところから始まるということで、これについては、もう耳にタコができるぐらい厳しく言  
っております。これからも、ドンドン変わっていくものと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）                    はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君）                    そういうふうには、耳にタコができる程でも何回も何回も頑張って、  
またお願いしたいと思います。  
それと、今、町長、この500万円の預かりとなっておるやつについては、今、刑が確定  
したんで、寄附として、町として受け入れるというふうにおっしゃったわけでございます  
けれど、これらの使い道として、どの様な所にされますか。

議長（西岡 正君）                    はい、町長。

町長（庵途典章君）                    まあ、この件につきましては、再度正式にですね、この議会の最後  
までの間にですね、皆さん方にご報告をさせていただいて、私の考えとしては、家族の方  
の、そういう思いをですね、素直に受け取らせていただきたいと、本人も、そういう気持  
ちであるということで、家族からも聞いておりますのでね、それは、受け取らせていただ  
きたいと思っております。ただ、まあ、使い道というのは、当然、町としては、全て一般  
会計の中に寄附金として入れ、入れるわけですから、その中で、全て、どういう物であろ  
うが、有効に無駄なく予算としてね、財源として使わせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっとですね、先だって話題になりました、自衛隊の守屋次官がですね、ああいうような、やっぱり同じような大きな不祥事起こしてですね、彼らの退職金、何千万、8,000万近くもらっておって、立派な家にも住んでおりました。

しかし、これ退職金の返還ということで、もう家売らないとですね、それをできないということで、こないだ、ちょっと社説なり新聞読んでおりましたら、家売って払うと。そしたら、それを新入社員のね、研修場として残せと。そして悪いことすれば、家も何も、こううなってしまうんやぞというふうに、毎年頭に刻み込むようにね、それを記念、いわゆる記念会館として残すように書いておりましたんでね、ですから、そこら辺についてはね、役場の幹部の方も、まあ、こういうことがね、二度と起ってはならないこととございますんで、重々ですね、部下の社員にも、そういう1つのね、町民の公僕として頑張っていたきたいと、この様に思っております。

それでは、2件については、終わりといまして、3件目の教育長についてお伺いいたします。

今、聞いたですね、これ何年生に何人とか、そういう様なことは具体的には分らないんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 昨年度からのことですから、今、3年生になっております。

4番（岡本義次君） 何人ぐらい。

教育長（勝山 剛君） ええっと、3人、4人ぐらいですね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっと、これ、この私の質問の中でですね、職員室で暴れたり、まあ車に傷つけたことあったのですかと問うた時にありましたということとございますけれど、その内容についてね、あの車の傷なり、それから暴れた、その行為そのものは、どういう、まあ、どういうふうな状態であったんか、そこら辺について、もう少し。と言うんはね、私は、やっぱり、皆さんが、モヤモヤの中で、本当のことを、やっぱり知っておかんと、この小さなことでも大きくなって、彼らに余計悪い印象になっても悪いと思います。ですから、私は、いつも言うように、ある程度はやっぱり皆さんが、ガラス張りの中でね、やっぱり、こういうことがあつてはあかんと。直していかなとあかんと。皆が、頑張つてね、注意して、それを正常な格好に持っていくというんが、本来の姿と思っておりますのでね、ですから、そういうことについても、教えていただいたらと思っております。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと、濁したようなように受け取られるかと思いますが、先

ほども言いましたように、段々、段々、こう特定ができてしまうようなこともありますので、そういうことになると、子ども達も、非常にこう悲しいだろうし、少なくとも、子ども達は、目に余る行為をする子どもでもですね、やっぱり、しっかり生きていこうという思いは持っていると思いますので、その辺、ご理解いただきたい。で、職員室でのことにつきましては、指導の中でですね、十分受け入れられない部分があって、机の横の、こういう所へ、まあ足で蹴ったと、こういうことです。それから、車につきましては、やっぱり、その先生とのトラブルとか、子ども達、自分が思うようにならない部分のはけ口として、駐車場に置いてる車を壊したと。こういう。それにつきましては、後日、誰がしたかということが分かりましたので、親と相談しまして、後、話をしました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 私も、ちょっと人から聞いたところ、同僚議員なり聞いたところなんですけれども、机って、普通先生が真っ直ぐならべておかんとかあかんのなんですけれども、子ども達が好きな子のところは、ごつつう引っ付いておるし、話が合わんところは、ガツと離れて、机の整列が、こないになっとうようなことを聞きました。それは、事実なんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 当然、学校というのは、皆さんもご存知のように、教室は、ワンパターンが、まあ、6列で36人、40人学級ですけれども、普通、そういう縦に並べております。当然、机の距離とか、椅子の大きさとか、そういうことがありますので、整然と並ぶのが普通であります。しかし、子ども達が、十分意思疎通が図れない子ども達が、そういう動きになると、なる場合もあります。けども、それは、それぞれの学級で、学級づくりやとか、友達を思う気持ちを育てると、道徳とか学級活動の中でですね、学級としてどうあるべきか。そういうことを繰り返し指導をしながら、きちっと、掃除をしたりして、机をきちっと並べようやないかとか、そういう共同で自分達の学級を美しい学級にしようとか、そういうように努めているところです。けども、現実的にはですね、私は、最近見ておりませんが、まあ、そういう実態があるようには、校長の方から聞いておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それから、職員室入ってね、先生の椅子に腰掛けて、先生の机の上へ足置いたりとか、それも事実なんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それは、私は、聞いておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） まあ、あの、そういう今、先生の、ああ、教育長の答弁の中で、他の生徒に授業の妨害とかクラブ活動の妨害には、別室で、彼らが、ずっと勉強を、3人か4人の方は、いわゆる一般の、その3年生の中の本来の、いわゆるクラスから外れて、ずっと勉強、他の、その勉強をやっとんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ずっとというわけにはいかんと思います。やっぱり、そういう子ども達はですね、非常にこう気むらと言いますか、授業でも1時間ね、まあ50分、中学校であれば50分ですが、常に椅子に座ってきちっとするような子だったら、そういう言動には、私は行かないと思います。しかし、その1時間ね、その1対1で勉強を教えるんにもですね、四苦八苦してやっているというのが現状だろうというふうに理解しています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 中学校の義務教育の場合は、全生徒にクラブ活動ですね、入るように入っていますね。やっていますね。ですから、その3、4人の子が、どういうクラブに入っていて、そして同じ様にやっとなのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、クラブ活動、部活動につきましては、非常に近年ですね、自主入部、こういうのが、世間一般的になりました。ですから、特に、佐用郡4中学校についてはですね、全員、その部活動に入れて、入れることによって教育効果を高めようと、こういう趣旨で今行っております。しかし、近隣ではですね、自由入部になりまして、社会体育等とですね、に行っている。そういうことも聞いておりますし、一切、そういう活動的なことをしていない子どもも多数おるように聞いておるところです。

で、先ほど、じゃあ、3、4人の子ども達が入部活動ということですが、当然、入部はしております。何部に入っているかは、ちょっと、認識しておりませんが、しかし、そういう仲間の問題とか、そういうことですね、十分な活動ができているというふうに活動していると、そういうことには、中々ならんだらうと、なっていないだらうという思いはしております。

しかし、担任1人で子どもを指導をするわけにはいきませんので、やっぱり部活動の顧問だとか、色んな場面、場面の教員が一緒になってですね、この子どもに話しながら、できる限り、そういう場へ出して、一緒に活動するように、今、工夫をしているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 私はね、思うんですけど、文武両道という中でね、学校の教室の中でね、先生の言うことを聞かなくっても、西脇高校が一息荒れたよった時でもね、あの先生頑張って全国一に、ああいう皆目を向けさせて頑張っていたと。あの京都の何でしたかね、そういう、ありました。それと、私、思うんですけどね、やはり、クラブ活動の中でね、そういう先生が監督してやってもらってね、その中で、しつけのこと、あいさつも含めて、それから道具の片付けとか、それから、去年、佐用高校が4回戦まで行ってです、いいところまでいきましたね。芳原校長されておった息子さん達頑張ってね、あの時、4年、5年、6年と軟式ですけど、私、彼ら、ちょっと野球教えたんですよ。ほいで、それで、やっぱり、どう言うんですか、3分間黙想したり座禅組ましたり、将来の夢語らしたり、そして、厳しい練習の中でね、していいこと、悪いこと、そして1週間に本を1冊を読めとか、家の手伝いせいとか、人と会うたらあいさつせいとかね、そういうことを教えながら、そして、初め言った時にね、いうこと聞かんとしてね、そして、私、尻抱え上げて、今、暴力はあかんということなんですけれど、バンバン親が見とう前ではつってね、ワンワン泣いたんですよ。そして、その子が、もう明日から来んのんかなと思うとつたらね、一番にやって来て、監督、行こうでって、道具持って一番に行つてね、その子が、去年、今年ですね、鳥取大学、監督通つたんやつて言うて、そして、良かったな言うて、頑張つたから通つたんやぞと。ですから、そういうふう、今でも監督も頑張つて言うたりして、その子は、ずっと続けて一番に頑張つてやつて来たと思つております。ですから、佐用高校も、こうやって4回戦まで行ってです、頑張つてくれたと。こういう1つのね、勝つだけじゃないなかでね、やはり、人間としてしていいこと、悪いことを、そういうクラブ活動を通じてね、やっぱり、教えて、監督が恐ろしいというような中でね、少しでもね、正常な格好に持つて行つていただいたらと思つております。

あのトライやるウィークにしてもですね、やはり、ああいう社会に厳しさをね、教えるいい機会です。この間も、郵便局入つて、入つて行きましたら、生徒達が来てました。したら、何も言わんと座つとるで、おはよーつていうて言うて、おお声がないがなと言うて、ほな、こまい声で言うたら、声こまいつて、また言うて、それで、ちゃんと帰りにも、ありがとうございますぐらい言わんとあかんというてね、はっぱを掛けておいたら、郵便局の人が笑いよつたんですけど、やっぱり、そういう、ここへ来たら、お金儲けるん、お父さんやお母さん、こんだけ大変なん頑張つとるんやぞと。ですから、あんたらも、大きくなって、こんだけ学校行かすんにね、せんとあかんという中でね、やっぱり、そういう1つの厳しさをね、学校の勉強だけ机に座つといて勉強するだけというんじゃなくつて、そういう、色々な場面からね、やっぱり子ども達を、そういう世の中へ出たら厳しいところもあるし、また、そういう1つのルールをね、守つていかんとあかんという中で、スポーツを通じて、汗をかいて、もうえらい中で、やっぱり、ちゃんとやることはやると。守ることは守る。先輩も後輩も、そういう中でね、1つの筋道を立てて行くというふう、思つたりしてます。ですから、私も上郡高校へ行きよる時でも帰つてきたら直ぐ、久崎のリバーサイドの跡地、中学校でして、達見総務課長らに、よくノックしたりして、さしてもらつたことを、今でも覚えておりますんでね、ですから、そういう勉強の中でも、そういうクラブ活動の中で、先生達に、ちゃんと、皆に、職員会議でも徹底してもらつてね、ただ、相手と試合して勝つというだけじゃなくつて、その中で、1つのモラルとしてのですね、しつけのことをね、やっぱり、ちゃんと教えていただいたらと思つております。

ですから、その子ども達がですね、長い間、そういういっぺんには直らないかも分かりません。ですから、そういう、未だ、下手すれば、まだまだ悪い方向に入つたら、余計、ちょっと、その子ども達が世の中へ出た時に役に立たなくつて、その行動を本人が余計困

るようになると思いますんでね、ご苦労とは思いますが、ひとつ皆さんが、力合わせて、また本当に困ったことがあればね、また、われわれも皆、せんとあかんというようなことも踏まえて、やっぱり頑張っていかないと、本当に子どもというんは、世の中の宝でございまして、いい方向にね、世の中へ送り出して、その子が幸せなね、人生を送れるように、先生の仕事というのは、大変、ほんまに難しい、昔と違って、もう叩かれもせんし、暴力的なこともできません。ですから、そういう難しい中でね、ただ、口だけではできんこともありますけれど、やはり、そういうスポーツ通じて、その厳しく、いい方向に持って行っていただいたらと思っております。

これで、3件の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。

ここで暫く休憩したいと思います。あの時計で、11時30分まで、10分ですので、ひとつよろしくお願いします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開しますが、ただ今、石堂 基君より奥さんの緊急入院のため欠席という届けが出ましたので、欠席されます。そのことを報告させていただきます。

次に、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番議席の新田でございます。地震と風水害の対応策について1点をお伺いして行きたいと思っております。

最近の新聞やテレビで、まだ報道されておりますが、毎日、ミャンマーのサイクロンによる風水害、また中国の四川省の大地震による惨事が伝えられている。ミャンマーでは被災死亡者、不明者が13万人を超すと報道されていますし、また中国の四川省大地震による被災死亡者が7万人を超えると報道されています。また、両国合わせて倒壊建物が500万戸以上。また、被災者は、通告では、まあ千数百万と書いてあるんですが、約1,500万以上あると聞いております。大変な惨事となっているようです。今日は、人の身、明日は我が身という言葉がありますが、佐用町においても、いつ大災害がくるかも知れません。その時の事態に備えて、万全の災害対策は、どうとられているのか、町長にお伺いします。

②番目ですが、マスコミの報道によりますと、東北地方で100パーセント大地震があると書かれていますが、佐用町においても、山崎断層の活動がいつ起るかもしれません。また、地球温暖化による大型台風の発生も予想されておりますが、佐用町においては、独自の対応策は考えているのか、お伺いをいたします。

③点目ですが、災害が発生しますと、テント、衣類、水、食料、電気、ガス等が不足気味になり、生活環境が悪くなり、住民が悲惨な状況になると思っておりますが、佐用町の災害時の対応策はどうなっておりますか、お伺いします。

もし、④点目です。もし、災害が発生しますと、山の崩壊により川が埋まり、狭隘地域では、中国と同じ様に、四川省と同じ様に、こう自然ダムができ、集落は孤立し、死傷者の手当もできない。連絡もとれなくなる可能性もあると考えられますが、佐用町の対応策はどのようなになっているのかお伺いします。

⑤点目ですが、国、県、周辺市町との防災協定もされていると思いますが、一時的に病人や負傷者が多くなった場合、佐用町内の病院だけでは、医師、看護師の不足はあると思いますが、中国のように何十万人という被災者が出た場合は、どのような対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

また、先ほど、先日、敏森議員から提案がありました、ミニマムアクセス米輸入の一時中止、と言われることも、提示されておりますので、次の質問で、また、その辺のとももお伺いしたいと思います。この場の質問は、ここで終わりたいと思います。

議長（西岡 正君）                    それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

地震、風水害、災害対策についてのご質問でございますが、地震、風水害の対策について、万全の災害対策はとられているかということのご質問でございます。実際、災害には、中々予測がつかない。その規模につきましてもですね、今回の、中国の四川大地震のような、それこそ大規模な災害まで想定するということは、中々、起きた場合にですね、万全の対策と言えるものというのは、非常に難しい点はあると思います。

しかし、そういう災害が、発生してもですね、すれば、それに対して、町として、町民の生命また身体、財産を災害から保護するためのですね、平時の色々な想定した対策をしておくことが、非常に大事だということで、平成 19 年度に佐用町防災会議において、佐用町地域防災計画を作成をしたところでございます。

この中には、佐用町を始め、地方行政機関・自衛隊・兵庫県・町指定の公共機関・指定地方公共機関等の処理する事務や業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害復興に関する計画などを定めております。災害時には、この計画に基づいて対策に当たっていくわけでありまして。

次に、独自の対応策は考えているのかということでございますが、佐用町には災害時、より大きな危険が予想されるカ所があります。それらのカ所については災害時に重点的に消防団などによるパトロールを実施するなどの対応をすることといたしております。また、すでにハザードマップを各家庭に配布し、洪水による浸水想定や危険カ所、避難所などを事前に確認していただくようにしております。

次に、災害時の対応であります。災害時に備えて、各家庭でも食料や飲料水の備蓄をお願いをしています。町の食料備蓄と西播磨地域の市町、県の広域防災拠点の備蓄物資、また民間大型量販店との生活物資の確保に関する協定等により対応をいたします。

次に、集落の孤立や連絡不可能な場合の対応でございますが、災害の規模にもよりますが、大規模な災害が発生し、町独自では対応しきれない場合は、防災機関等に応援を要請して対応をいたします。また、災害時の相互応援協定に基づく県及び県内の市町への応援要請、自衛隊への派遣要請を行い対応をいたします。

次に、医療機関の対策ですが、患者が多数で町内の医療機関だけでは対応できないような場合は、町が救護所を設置をいたします。また、県は救護所だけでは対応しきれない場合には、救護センターを開設し、病人や負傷者に対する対応をいたします。また、医療マンパワーの確保については、県保健福祉事務所が地域医療情報センターと連携を図り、医師、看護師などの配置、調整などの活動調整を行います。

県は災害救援専門ボランティアの派遣が必要な場合には、県医師会、県私立病院協会などを通じて、派遣を要請することといたしております。

以上が、簡単ですけれども、災害対策についての当面の計画、災害対策、起きた場合の計画なり対応策の概要でございます。以上、この場での答弁とさせていただきます。

[新田君 挙手]

議長（西岡 正君） 新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、ほんまに、まあ、簡単に説明されたわけなんですけれども、中国での悲惨な状況を見ました時に、本当にまあ、佐用町だけに限らず、まあ他の地域でも、そういったような大変な事態が発生するんじゃないかなと。もう少し、危険というんですか、危惧をされた方がいいんじゃないかなと。例え、その他の県との連絡で、そういう被災者を救うと言われておりますけれども、橋が流れてこっちへ来れないとか、道路が通れないとか、色んなこう、状況にあると思うんです。先日の四川省なんかでも、ミャンマーでも、やっぱり時間的な勝負だと。人を救うのには。それが、川に橋掛けてから、色んな救援のあれが来るんだとかいうような、そういう時間の掛かるようなことでは、大変こう危険な状況になってくるのではないかなと、そういった方面についても、少しは、お考えになっておられるのか、そういう様なことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） はい、まあ、この防災計画、色んな中にもですね、そういう孤立する、1つの橋でしかですね、そこへ行くことができない様な場所、道路も、その行き止まりの道路、そういう所の集落、そういう所についてはですね、当然、その当初から、そういう場所、危険があるということの把握、そういうことをいたしております。で、まあ、あの、当然、この橋等の管理についても、地震の規模にもよるんですけども、まあ、非常に、その辺は、かなりの地震が来ても、それに耐えられるような耐震設計、そういうものが、新しい橋については、当然されております。ですから、古い橋でですね、今後、できるだけ、その、そういう老朽化したような危険な橋、こういう物は、今後、補修また架け替えをしていかなきゃいけないということになりますし、また、道路等についても、そういう崖崩れが起きそうな所、こういう所についてのですね、対策はしていかなきゃいけないなと思っております。まあ、ただ、まあ、今、新田議員、ご指摘のように、もう時間の勝負ということになるわけです。ですから、まあ、こういう町が行う、色んな対策なり事前の準備、災害時での、こういう防災対策は、基本的なことですけども、まず、災害が起きた時にですね、その地域で、自分達、その集落、また個人一人一人がですね、どの様な形で、まず自分の身を守り、まあ、その地域の中で助け合っていくかと、こういう事が非常に大事だということで、自主防災組織、地域での日頃からのですね、連携をとって、そういう災害、事態が起きた時への対応ができるような、その地域づくりをしていくということが、非常に大事だということで、地域防災、集落毎のですね、自主防災組織というものをつくっていただき、また、そこでの色んな訓練、また備えということをですね、お願いをしているということでございます。

[西岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、その様に危機感を持ってやっていただきたいわけなんですけれども、先日もテレビの方で都市高速とか、色んなこう、橋梁関係ですね、非常に劣化しておると。私も、時たま見て回っておるわけなんですけれども、中国自動車道にしても、また一般道にしても、こうコンクリートのはぐり言うんですか、が、よく目立ちます。そして、鉄筋がこうむき出しになって、赤く錆びておるといような状況。勿論橋梁の側の下側ですね、その辺のとことか、鉄等の腐食状況も若干劣化しておるように思われますけれども、先のテレビで報道されておりましたが、その橋梁の修繕というようなものについては、非常に費用が掛かるということで、入札しても辞退社が多発しておると、三菱重機ですか、三菱重工ですか、そこの人がおっしゃられましたけれども、15億でこう、あの、14億ですか、入札で落札されて、実際に掛かった費用は、それプラス未だ14億程掛かったか。15億程の仕事で14億程赤字が出ましたと。だから、そういう様なことで、到底仕事ができないという様なことで、事態が多発しておるといような話を聞きました。それは、一部でしょうけども、映像に映ってくる橋等を見ますと、ひびが入って、非常に危険な状況になっておるように思われました。その辺の橋梁の点検等は町道だけやなしに、県道、勿論中国自動車道とか、そういった所についても点検をされておられるのか。まだ、そういう計画があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これも、アメリカで、ああいう大きな橋梁の落下事故がありましてですね、日本においても、非常にまあ、そういう危険性ということが指摘されて、国からもですね、これ国をあげて、その対策をしなきゃいけないと。で、あの、町の方にも、そういう国の方から調査をして、今後点検をしていくという指導が指示もありまして、町も、そういう年次計画をもって調査をしていくということになっております。建設課長の方から、その辺のことを、もう少し詳しく説明をさせます。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ただ今、町長が申しましたように、橋梁、佐用町内でも結構ございます。それで、このことも含めまして、ただ今、町長が言いましたように、国の指導です、まず県の方から範を示すということで、18年度から取り組みをされております。国県道の橋梁ですね。それで、正式な名称は、橋梁長寿命化計画と申しまして、町においては、その後ですね7年間、確か平成26年度か27年度までだったと思います。そういった指標がございます。それで、そうは言いながら、その計画を策定するんについてはですね、非常に莫大な費用が掛かります。そういったことで、この6月末にも、全県下市町を寄せてですね、今後の取り組みについて計画を、協議をする予定になっております。近隣の今の市町の取り組みといたしましては、平成20年度においては、未だ、開始しておりません。今後21年度以降にですね、そういった具体のですね、予算の裏付けを持ってですね、鋭意調査活動が始まっていくものと思います。今後は、この計画ができた暁以降はですね、それぞれ橋梁の架け替え、これについては、この計画がないと補助金が受けられないというふうな縛りもございますので、どうしても必須事業でございます。

今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。

〔新田君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） この橋梁関係の修復工事言うんですか、修繕工事というのは、非常にこう、多額の費用が掛かるんだということで、ずっと今から30年も40年も前の国交省ですか、昔の建設省ですか、そこで使われておったような直接工事に経費を乗せて発注するといったような、こう、非常に古いやり方でやっております。現在のところは、非常にフォアが少ないですけども、非常にこう、交通状態が激しいのでガードマンとか、そういったものが予想以上にこうかかるとか、その仕事を注意せないかんとか、警察から、中々そのどない言うんですか、許可がでないといったような、非常にこう困ったような状況になっておるようです。そういった所について、警察とか、災害が起きてからでは遅いんで、是非その前に平成21年度からやっていくとお聞きしたんですけども、1日も早く、その辺のところを隠していくというようなお考えはありませんかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然まあ、そういう計画については、今後、長期的な形で対応していかないと、非常に大きな予算も掛かりますし、要しますし、また、その補助金、国の補助金もいただかないと町独自では、中々できない点があります。しかし、そうは言っても非常に時間が掛かる。その間、ほな放っておくのかということではなくですね、町道で通常管理をしているわけです。で、細かく、そういう色んな調査をしなくてもですね、一応、大まかには、見た、目視をし、状況を把握すればですね、危険性が高いかどうかという点は、分かるわけです。ですから、その点については、当然、そういう調査とは別にですね、通常の管理の中で、危険が高いというものであればですね、それは、対策をしていくという、それは当然のことだと思います。まあ、佐用町の町道におきましてはですね、そんなに、こう長大橋と言いますか、構造も鉄骨を使ったとかですね、トラスの様な、大ききな長大橋というのはありませんので、それと、かなりまあ、コンクリートRC構造の橋に変わっております。その辺も、まあある意味では、そんなに大きな川の所というのは、県道と国道という形になっておりますから、まあ、町としては、町道、県に対しても、県は、県で、そういう通常の管理の中で調査もしておりますのでね、町としての町道については、通常の道路維持という中でですね、必要な点については対応をしていきたいというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、その様にさせていただきたいと思います。ちょっと、私も勉強不足で、ちょっと恥ずかしいんですけども、災害に強いまちづくりという様なことで、そういうネットワークづくりはされておると思うんですけども、指揮系統はどの様になっておるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、指揮系統というのは、町のこの災害時での災害本部を作り、

災害対応をしていくという指揮系統ということですか。

2 番（新田俊一君）                    そうです。

町長（庵逄典章君）                はい、それは、当然、災害時を予想される場合、まあ、水害であればですね、水害のまあ、状況、予想される雨量なり状況によって水防指令 1 号、2 号、3 号というような形で、順番にですね、職員の配備体制というものも、順次強化して行って、災害が大きくなれば全員が、それぞれの持ち場を指定、既にして、災害本部は、当然、私町長が本部長になってですね、また各課長が、それぞれの担当部署の責任者になって、そのところは、全部指揮し、また消防本部、また消防団との連携ですね、そういうことが取れるような防災計画になっております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君）                はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君）                平成何年でしたかね、あれあの、上月の災害が大きいなのあった時にですけれども、私ところらの近くの角亀川でも、まあ、洪水になって、堤防を越流して、田んぼの方へドンドンこう入りだしたと、丁度、私も、それ目視しまして、直ぐにまあ、電話したんですけれども、まあ、全然指揮系統がなくなってなかったんかどうか知りませんが、全然対応がなかったと。もう、地元の人が、区長さんもおってないし、全然、そのまま放ったらかいといったような状況があったわけなんです。連絡は、こっちの方から入れてたんですけれどね。消防団も仕事行ってもておらんと。そんな時にうまいこと、こうどのようにして、その対応されるのか、ちょっと、その辺のどこお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君）                はい、町長。

町長（庵逄典章君）                まあ、あの、町域全域でですね、まあ、そういう、そのいたるところで、まあ、水が氾濫したりですね、まあ、浸水していると。広くなりますと、当然、今ある、その人員というのは、職員も、400 名の職員、消防団にしても、団としては、まあ、全部集まって 1,000 人ということです。だから、まあ、当然、それは、地域の皆さん方、それぞれが一緒になって、まあ動ける人は、皆、それぞれが、まあ、その対策に当たっていただくわけですけれども、しかし、まあ、それも人数が限りあるわけです。ですから、その前回の 19 年の、私も 16 年の災害時のことを思い出しますとね、もういたるところから、こう水が吹き出しているとか、上がって来て水が浸水してきているとかですね、河川、堤防が決壊しているとか、そういう、その連絡があるわけです。ですから、それについては、そういうことになりますと、実際には、今の、その段階において、全ての所にですね、資材を持って行って、その対策をするということの難しさ。中々、全部を対応できないというのは、実際は現実だと思います。ですから、まずは人命が第一番ということで、人命をまず、危険を回避するという。それから、それぞれの災害カ所に対してのですね、減災、災害を少しでも少なくしていこうという対策。その辺は、まあ、その指揮、どこへ行ってくださいと。どこが一番危険ですとかということですね、やはり全体を把握、見ながらですね、掌握しながら、連絡をとっていくということになりますので、まあ、その辺の、当然、混乱して、ただ、人が、もう 1 カ所に固まってしまうとか、本当に感じな所に人が行けないということでは困ります。その辺は、情報を常に、十分にこう、収集して、

それから情報をちゃんと伝達して行くという、このことが、まずは一番大事なところであり、一番には人命に対する危険、これを守るとのことだということで、一応、計画の中でも考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 丁度、織田医院の上流側に、川が合流する所があるんですけどね、そこで国道の方へこう水が越流してこう、ドンドン住宅地の方へ流れ込みましたと。これ、あの、もう10分か15分雨が降っておれば、相当の水が入って浸水家屋とか、そういった危険な状況になったんじゃないかと、非常に心配したわけなんですけれども、そういう状況下で、役場の方へも連絡したり、色々したわけなんですけれども、ほとんど対応はなかったんです。その時にね。それでまあ、区長さんとこみ行ったりしたんですけども、今、自主防衛せいとか何とかいうようなこともおっしゃってございましたけれども、ほとんど、そういった状況で、消防団自体も、もう姫路とか、龍野とか、遠い所に仕事に行っておられますんで、ほとんどの方がいらっしゃらないと。だから、地元の消防団もあてにならないという様な状況になっとうわけなんです。それでいて、ほなら、今、町長がおっしゃっていたように、ほなら、郡の消防の所に頼んだらええやんやないかというようなことになるわけなんですけれども、あそこも、そういう時は、大体同じ様な所で、たくさん雨が降っておるわけで、中々助けてくれないと。そういったになると、行った所はうまくしてくれるけど、そういう残された所がね、悲惨な目にあって来るんじゃないかという危惧を持っているわけなんですけれども、是非、その辺のところの指揮系統いうんですか、ちゃんとした状況をつくっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、先ほど、申しましたようにですね、全域がそういう状況になった時に、当然、その戦力が足りません。まあ、その、じゃあ、動ける、実際に対応できる力というものをどこへ行くかということ。これは、今言いましたように、人命を、まず第一に考えた中で、対応していかざるを得ないというふうに思うわけです。まあ、あの、そのためには、今言いましたように、色んな所からのしっかりとした情報をですね、常に収集ができるように、この後、まあ、それを伝達できる、いわゆる今、新田議員言われる指揮系、指揮系統、指揮というものを、組織という物をね、日頃からしっかりと、こう頭の中に職員が、皆もやっばし入れておかないけませんし、やっぱり、その災害時に慌てない。自分の役割、与えられたこと、何をすべきか、まあこの辺を、ちゃんと的確に判断すること、そういうことでしかないんじゃないかというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、どんな方法でもいいんですけども、緊急の場合に、そういったカ所での応急処置というんですか、そういったことについては、努力していただきたいなと思います。

また、大きな災害が発生した時、先ほども防災無線等で1、2、3と言うんですか、そういう予防指令言うんですか、水防指令言うんですか、そういったことを、発せられると言われておるんですけれども、台風とか、大雨の時には、やや、そういう時間的な余裕はあると思うんですけれども、もし山崎断層が動いて、大きな、この地震になった場合です、事前にこう時間的に予報を出すと言うんか、町民全員に周知されること非常にこう短時間で知らせることは難しいんじゃないかなと。ましてや、その防災無線で、全ての所にそれが早く行きわたるかという、それも、ちょっと問題があるんじゃないかと。もし、そういうこと、できなかった場合ね、どういふ方法で予知報道と言うんですか、その避難のやり方とかいふようなことをされるわけなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 本当に、地震については、今は、全然予知ができないわけですから、いつどういう時間に発生するか分からないという中で、まあ前にも昨年、昨年でしたかね、新潟県の方にも視察研修に行った時です、やっぱり体験された方々もです、やはり、その役場なり、その防災機関、色んなもんというのは、その時には、もう何の役にも立たないと。というのは、誰もそこへ直ぐ行けないわけです。その時には、もう自分達で、側に居る者が、自分の身を守ったり、人を助けたりと、そういうことを、まずやって、何とか、このある程度、その対策ができるまでの間です、この地域でやはり、それ以上災害を大きくしない、そういう、その行動がとれるかどうか、これが一番大事だということ、話を話して、話されたというふうに思っているんですけども、ですから、まあ、それは、そういう事態が起きた後、できるだけ、その災害を拡大しない、また早く救助をすると、この点については、後は、情報を収集し、また自分達でできない場合は、色んな所から応援体制を、しっかりとするという、その辺が、まあ防災計画の中にもね、既に、事前にですね、そういうことを想定したものを計画の中に計画をして、それを確実に混乱なくですね、できるだけスムーズに実施していくということしかないんじゃないかと思えます。で、まあ町内等におきましても、確かにあの、平時であれば、そういう防災無線とか、色んな機器も使えるわけなんですけれども、災害起きた時には、それがもう使えなくなっている可能性もあるわけです。もうそうなれば、もう人の手で、それは、それぞれの役場職員なりが、そういう孤立している所に、できるだけ情報をつかんで、情報がつかめない所については、安否確認を自分の足で行くということしかできないんですね。そういうこともやっぱり踏まえて、どういふ所にどういふ、やっぱり集落があって、どういふ状態になっているかということ、まあ普段から、まあ把握しておくということが、まず大事だというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、その様に努力をしていただきたいと思います。

（聴取不能）になるんですけれども、原油高により、諸物価がこう上昇しているわけなんです。そこで、ミャンマーとか、中国の四川省で大きな、そういう被害が、災害がありました。原油はまあ、1バレル135ドルとなっておりますが、農業生産品も上昇の一途をたどっておるといふふうにお聞きします。特に、米の生産国であるタイ・ベトナム・インド等も米の輸出制限をされているようです。それは、樹木の災害を心配したものと発表

されております。その結果、米の消費国であるアフリカ諸国・フィリピン・ミャンマー・中国での米、穀物の値上げは異常なことになっているとお聞きしております。いずれ日本にも、その並みが押し寄せてくるのではないかと思います。我が日本の国の米の自給率は27パーセント、27.3パーセントだと聞いておりますが、今、減反をして良いものかどうか、援助米として利用してできるので、今後はもっと考えて行くべきではないかと。減反をしないでね、生産していくべきじゃないかと、そういうように思うのですが、昨日の敏森さんとの話で、若干、ミニマムアクセスですか、若干こう重複するところがあると思うんですけども、ちょっとお答えしたいと思います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、もう新田議員ご指摘のとおりですね、私達も、その点については、非常に、私も、そういう気持ちを持っております。原油が高くなっても、これもどうしても必要だから、高くても買わなきゃいけない。しかし、食料自体はもっと高くなってもですね、これも今の状態であれば、日本は輸入しないと買わなきゃいけない。ただ、余っている米なり、食料をですね、それぞれの生産国は輸出はしますけど、自分の国で足らなくなれば、当然これも輸出がされないと。はやもう既にタイとかインドなんかも、もう輸出を禁止するというようなことになってきてます。だから、原油以上にですね、これは大きな国にとっても、国の安全保障、国民の生命を守る安全保障という点においてですね、大変大きな事態になってきているんじゃないかというふうに思います。ですから、そういう中で、これから食料をね、やっぱり自国で自給率を確実に高めて行くということが大事であり、そうなることによって、地域、地方と都市部の格差というものをね、逆に是正をされてきますし、地域の価値というものが、地方の価値というものが、ある意味では、国の中では上がってくるというふうにも思います。これは、国の問題としてですね、国がもっとしっかりとした、この食料なり、この国の安全対策というものをね、方向を示していただきたいということを私も思っております。

[新田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、その様にしていただきたいと思います。

ほんまは、もうちょっとこう質問したいんですけども、昼過ぎておりますので、この様になるんですが、災害はまあ、いつやって来るか分かりません。備えあれば憂いなしですが、万が一の時は、最小限で被害を食い止められるよう努力されることが、町民の安心につながると思います。町長の今後の対応策に期待と希望を持って、この場での質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は終わりました。

ここで昼休憩をしたいと思います。午後1時10分より再開をいたしますので、よろしくお願ひします。

午後00時10分 休憩

午後01時10分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。  
次に、3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番（片山武憲君） 3番議席、片山でございます。それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。2点ございます。

まず1点目、いわゆる産廃処理施設問題について、今現在、町長は、計画が白紙撤廃になるようにということで、まあ業者さんと交渉されておられますけれども、問題解決に向けての状況はどうか、今まだ交渉中なので、言えることや、言えないこともあると思いますけれども、こういう席で、最新の状況をお聞きしたいと思えます。そして、今後、同様の施設設置申請などがあるかと思えますけれども、それらに対する考え方、対応などお尋ねしたいと思えます。

大きな2点目です。地震等大規模災害時についてということで、今日、午前中も、同僚議員の方からも一般質問ございましたけれども、私は、この通告の時点では、まず1つ、身近なですね、一般町民にとっての身近な面ということで、①つ飲料水や非常用食料について。

②つ目、これはいわゆる子どもさん、幼保小中ですね、子どもさん、児童さんの昼間、こういう建物ですか、の、四川省でもありましたけれども、昼間であれば、そういう建物に入って行って建物おられますので、その建物の耐震状況などによっては、ちょっと危惧しております。そういうことで状況をお聞きしたいと思えます。

そして③点目は、災害時の情報連絡や交通手段についてお伺いしたいと思えます。

以上、この席での質問を終わりたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、片山議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、産廃処理施設問題について解決に向けての状況はというお尋ねでございますが、これまで、議会でもまた幕山地区説明会の中でもですね、お話を、私がさしていただきましたとおりに、私の考え方は変わっておりません。まあ、計画された施設が反対をされている。また、心配をされている皆さん方が心配をされるような物でないとしても、まずは、現在の地域内の不安や混乱をなくして正常に戻すことが第一でありまして、できるだけ早く、この問題を一旦早く終わらせたいという思いで努力をいたしております。

まあ、しかし、会社側また才金集落の役員の皆さん、双方とも関係者の皆さん方、今後の対応についてですね、これまでの色んな経緯の中で、色々な思い、考え方が交錯して、話が一気に進めるということができておりません。まあ、最終決着までには、そういう中で、未だ暫く時間が掛かりそうな感じが、私自身はいたしております。

次に、今後、同様の処理施設設置申請への対応についてでございますが、町といたしましては、各法令に基づいた事務処理を進めながら、町の立場として事業内容を把握して、何よりも、その地域住民の皆さんの理解と同意がなければ進められないというふうに思っておりますし、できる限り情報をお知らせをして、研究と議論が深まる中で、慎重に検討

をしなければならないというふうに思っております。

次に、地震等大規模災害時について、飲料水や非常用食料はどのことですが、非常用食料の確保につきましては、町の備蓄が現在約 5,000 食を保有しておりますが、1 町だけで全ての食料の備蓄を行うことができないため、西播磨地域の市町、県の広域防災拠点の備蓄物資また民間大型量販店との生活物資の確保に関する協定等により対応をいたしております。

次に、保育園とか小学校・中学校等の耐震対策ということの状況でございますが、保育園は、12 園で、その内の 7 施設が耐震済みであります。小学校は、校舎 18 棟、体育館 14 棟、合わせて 32 の施設で 28 施設が耐震済みであります。中学校では、校舎 13 棟、体育館 6 棟合わせて、19 施設で、19 施設全てが耐震済みとなっております。

次に、災害時の情報連絡や交通手段はどのことですが、災害時の情報連絡につきましては、災害の状況にもよりますが、佐用チャンネルによる緊急文字放送や町防災行政無線を利用した通信網で行い、広くは兵庫衛星通信ネットワークや兵庫県のフェニックス防災システムを活用いたします。また、道路の警戒については、県土木事務所など道路管理者や警察署など関係機関と連携を図り、計画的に実施して、災害状況を把握するとともに、交通規制を行い、被災地への円滑な緊急物資の輸送のための道路を最優先にその確保に努めてまいります。そのために、建設業者と連携協力し災害時に障害物の除去、応急復旧に必要な人員、機材等の確保を行ってまいります。

以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） 片山武憲君。

3 番（片山武憲君） はい、ありがとうございます。

まず、産廃処理施設問題についてですけれども、まあ町長の考えをお聞きしまして、今日までにどの情報と、そういう町長の取り組む姿勢は変わっておられないということをお聞きしまして安心しております。まあ、何卒、どうかね、混乱が早く納まるようにということで、引き続きお願いしたいということで、それ以上は申し上げませんので、よろしくお聞きしたいと思っております。

ただ、2 点目の今後ということでございます。確かに、おっしゃられるとおり申請に基づいて、今まで以上にですね、もうより多くの人に知っていただくと、慎重に協議言うんですか、対応するということでございます。更に、私、今回、この産廃問題については、もうしつこくやることもございません。ただ 1 点、考えております、お願いしたいのは、庵産町長がですね、私自身、ああ、庵産町長自身が、私が町長の間は、産廃業者の方から施設設置の申請などが出た場合、あくまでも県へ、県の許可事項ですけれども、手続き上、町を経由して扱いますけれども、あまり、こういう施設に関しては、消極的ですよというような、ひとつそういう態度も、ひとつ公に表明されておられる。されればいいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵産典章君） あの、産廃、よくね、私も今までもご説明申し上げてきましたけども、産廃施設という、産廃の法律に基づくですね、処理、法に基づく、こういう施設、こういう物が全て公害を巻き起こすとか、非常に住民に大きな被害をもよおすとか、そうい

う心配のものでということではない。必要な、私達の、今社会の中でですね、地域の中でも必要である、また逆に有益な物。特に、まあ環境、これから私達の生活の中で排出するものを、この循環社会の中でですねを、循環的な、こう処理をすることによって、自然に対しても優しい社会をつくってっていく上でね、こういう技術という物も、必要な部分もあるわけです。ですから、当然、危険な化学物質でありますとか、そういう廃液等、また非常にまあ、将来にわたって健康被害を及ぼすであろうというような恐れのあるような物をね処理するような物は、それは、やっぱり、私達の生活の近くではなく、やっぱりもう影響のない所での、やっぱり処理ということですね、国全体で考えていかなきゃいけないものだと思っておりますけども、しかし、そうでない物も、色んな物があるということ。これは、私達は、今の、この生活を、私達自分が、皆が続けていく以上はね、研究をし、冷静にやっぱり判断をしていかなきゃいけない部分があると思うんですね。だから、ひとくくりに産廃の処理施設を、それは佐用町は一切、これは拒否しますとか、そのいりませんと、考えませんかという事は、これは、逆に、今の、それぞれの責任を果たすことはできませんし、地域、有益な物までも排除をしてしまうことになってしまいますからね、そういう考え方は、要するに、きちっと整理した上で、取り組まなきゃいけないということで、ひとくくりに駄目だということ、簡単に言うことはできないというふうに思いますね。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、議長。

はい、確かに、あのね、産廃、産廃処理ということで、ひとくくりに、そういう判断できるものではございませんし、そういうことはしてはならないと思います。ということで、あの、まあ、1点目の問題解決に向けて、今、町長が、一生懸命係わって、一生懸命やっておられますけれども、その收拾の仕方が、また仕方により、また2点目の先ほど申しました、そういう関連にする人や、四方八方言うんですか、色んな面で、そういうことも、また感じ取っていただけるというようなことで、より良い收拾に向かって、そういう努力をされましてということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それ以上、前回や、前々回というような同じ様なことの繰り返しは、敢えて、今日しようと思いませんので、何卒、問題解決に向けて、ひとつよろしく取り組みをお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目の地震と大規模災害時についてでございます。これは、先ほど、午前中もお聞きしておりますということで、あまり多くは申しません。一昨年になるんですかね、視察研修ということで、全議員で石川県・新潟県などの山古志村とか小千谷市ですか、とこの方へ視察行かせていただきました。そういう中での、その研修の内容やを、ちょっと参考にしながら、今回、ちょっと考えを申し上げまして、また町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

視察研修に行きました時に、どうですか、詳しいあれは内容になるんですけども、例えば、私が、この項目2の③番の情報連絡や交通手段、その点に関しまして、研修の時に聞きしたんでは、例えば、例えばじゃない、ごめん。消防団で、オフロ、オフロやない、バイクですか、配備いうんですか、されておられて、まあメンテナンスは、消防署の方から回ってもらってというような、そういうことをお聞きしまして、そういうことお聞きしました。今回、この佐用チャンネルですか、ということで、情報連絡とか周知とか、そういう環境は整ったんですけれども、ソフト的な、今度ハード的な部分の、いわゆる現地の情



報収集や、何か緊急の何かの連絡とかいうことでの交通手段ということで、オフロードバイクを消防署や消防団に配備してはどうかということで、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） はい、まあ確かに、そういう連絡網という、情報収集ということは、非常に大事になってきますけども、そういう中で通常の、この情報通信機器という物がですね、そういう一番大事な時に、これが使えなくなるということ。この可能性はですね、まあ今までの災害時の状況を見ても、もう明らかです。で、その道路じゃあ、ほとんど今、交通手段として車、これは、中々道路が塞がれたり、倒木があったり、色んな中で、十分に機動力が発揮できないという中で、情報収集について、そういうバイク、オフロード用のバイクなんかをですね、自衛隊なんかも持ってますし、まあ西播磨の災害訓練の時なんかですね、そういうバイク隊というものがですね来て、こういう場合には、こういうバイクが、やっぱり非常に有効に活用できるということも、まあ訓練の中でも、こう示されているところですよ。で、まあ、その辺、各消防団全部にですね、配備するという事は、難しい点はあると思いますけれども、やはり消防署等においてね、まあ、そういう装備としてですね、必要な部分ではないかなという、私も感じはしますけれども、まあ、現在、消防署長、

消防長（加藤隆久君） はい。

町長（庵途典章君） 今、バイクは持ってないんやね。1台持っておったんかな。

消防長（加藤隆久君） 単車ですけども。

町長（庵途典章君） 単車。

消防長（加藤隆久君） 50 c c の。

町長（庵途典章君） はい。まあ、あの、そんなに、あの、高価な物じゃなくても、普通の単車でも、まあ昔でいうカブでもですね、非常に機動力は発揮するわけです。そういう物でもね、やっぱり、今後の検討論としてね、考えていくべきだろうというふうには思います。はい。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、まあ既にバイクですか、配備言うんですか持っておられるとお聞きします。で、あの、正直、そういう必要性言うんですか、そのバイクのね、いうことで、そういう考えで、配備されているということは、嬉しく思います。ただ、もう更に、しつこいんですけども、ええっとですね、今回、この質問するに当たりまして、インターネット上とか、まあインターネット上ですけども、そういう災害地の写真や、そして、あの、ボランティアの、今、そういうバイクのグループですか、結構増えてきております。で、その、活動の、活動の、その実際の被災地、今回の山古志村とか小千谷市等行かれた

時の写真なんかも出ておりますけれども、その中、そういう時の写真見ますと、例えば、道路で、道路標識がありまして、道路標識だけが、ボンと飛び出て道路が低い、数十センチぐらいの高さで、これは、あの、標識だけが飛び出たと違うんですと。周囲の道路が陥没したんですとか、例えば、そういうことで、そういう写真がありました。私が言いたいの、結構、段差ですね、亀裂による段差が、やっぱり何十センチとか、数十センチいう所、やはり出ると思います。大地震の時、そういうことでしたら、今、50ccのバイク配備されておられるということですが、せめて、例えば、この昔からありますけれども、オフロード専用の軽量で、まあ軽量でバイク自身の力が無くても、人間の力で一緒に乗り越えられれば、また、その次は、かなり移動できると。そういう様な、もうちょっと機能的なバイクも検討していただけるのかどうかということで、もう1回お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、これ消防署ともですね、また一緒に話をさせていただいて、まあ、今後の課題としておきます。はい。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 更に、ごめん、まだ1点、バイクに関して、あのしつこい様ですが、最初、消防署、消防団、いわゆる消防分団という意味で配備する所を申し上げました。最初から、消防署だけ言っておいたら、そこだけになりますので、対象を大きく言ったんですけども、もう1つ考え方として、いわゆる消防団ですね、これ先日の昨日の議案でもありましたけれども、ええっと、あの消防団員が、ちゃんと勤務態度やない、言葉は違いますが、勤務出て来るや出てこんやとかいう消防団員のこともありましたけれども、直接それじゃないんですけども、例えば、分団にオフロードバイクが配備され、もう、その時点で首振り寄ってや。えー、配備され、まあ消防署だけになるかも分かりませんが、そうすると、置いただけでは駄目だと。ちゃんと十分に安全に操作できなければならないという面もあります。そういう意味で、消防署員の方は、勿論、分団の方も、分団に配備がなくても、いざという時には、操作できる消防分団員の方、例えば、鈴鹿サーキットで研修受けるとか、そういうことをすれば、ちょっと何か、もうひとつ、ちょっと夢がある、魅力がある消防団活動にもなるんじゃないかなと、ちょっと1つのロマンで、こういう席ではあれなんですけれども、あんまり普段しゃべらないんで、こういう時ですと、もう勢いでしゃべりますんで、ひとつよろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、災害時にですね、どこで災害が起きるか分からない。その広い地域の中でですね、やはり一番まあ頼りになれるのは、その地域で活動していただいている、特に消防団。ですから、消防団は、それぞれ地域毎にですね、分団編成をしていただいて、地域に散らばって、活動していただけるわけです。ですから、まあ、少なくとも、まあそういう方々は、その広い範囲をカバーするというんじゃないかって、まずは、自分達の、その地域を、しっかりと、まず守っていただくということ。その中の連絡、連携の中で、今度はまあ、特に応援の必要な所、そういう対策の必要な所に、また活動を移動し

ていただくという形になりますのでね、まあ分団単位で、そこまでの、町の様な、今の佐用町の状況の中でね、バイクの配備までは、私は、まあ、まずは消防署とかね、町の、まあ町として、そういう災害時に情報収集を行う、まあこれが必要ならば、そういうことで考えて行くべきだろうと思いますし、また、そのただ、それも人がいるわけですから、やっぱり幅広い情報ということで、今、消防の訓練の時なんかでもすね、郵便局の職員さんなんかも、それに参加していただくとかです、まあ、そういう、その建設業者の方にも、そう色々と災害時に対しては、色々と協力をいただくとか、ガス会社また、そういう設備業者、色んな方がすね、NTTとか、まあ、そういう幅広いね、やっぱし中で、こうきめ細かく、少しでも詳しい正確な情報が収集できる、そういう体制をつくるのが大事かなというふうに思っております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、あの、やはりね、バイクを、その分団毎に言えば、当然、お金も大変なことですし、まず消防署でも、そういう優れた言うんですか、機動性に優れたバイクの配備ということも検討していただいて、後は、その、先ほどと繰り返しになりますけれども、消防署員の方、そして消防団員の方が、一定の研修とか講習とかされて、それこそ、佐用町の緊急時のオフロードバイク操作ライセンスじゃないですけれども、そういうふうなもんをされて、何か意気昂扬ですか、バイクの練習もできるということも、ひとつ夢があっていいんじゃないかと思ひまして申し上げました。ただまあ、ただ、その夢だけじゃなしに、根拠といたしまして、今日あの、あんまり痛んでないですけれども、一夜漬けまで行きませんでしたけれども、この地域防災計画の中で162ページの第2項におきまして初期情報の収集報告というところで、建設対策部や消防団等は、現場を巡回し警戒に当たるというふうになっております。そして、130ページの第4項の1の(2)におきまして、町は機動的な情報収集を行うため、必要に応じ車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとなっておりますので、ただ、ロマンと夢ロマンで申し上げたんじゃないいうことで、ひとつ積極的に検討をお願いしたいと思います。

で、あと1点だけ、飲料水の関係なんですけれども、この計画書の中にも出ております、佐用町の何カ所かに、そういう、給水用の受ける側用のポリタンクとか、そういうの配備も出ておりますけれども、じゃあ、現実に町民にとって分かり易い、普段からの意識付けとしまして、ある程度のポリタンク等は、こう出ておりますし、見る人が見たら分かるんですけれども、各家庭でも、せめて一番、われわれの生命維持にとって必要な水の給水、長い日にちは、今時のこと、長い日にちは、そういう状況にならないと思うんですけれども、そして、まだ、いい場合なら、そのペットボトルなどでいただければ、必要ないということなんですけれども、そうとも言えないこともありますということで、各家庭でも給水受けるためのポリタンクや、そういう容器類なども置いておけばいいという様な物や、それ以外の、それ以外の、その懐中電灯とかヘルメットとか、そういうの含めまして、例えば、その佐用チャンネルの7チャン、佐用チャンネルで、そういうテロップですか、分かり易いので、何回も普段から流しておくとか、あまり慣れすぎてもあかんのやけど、たまに、その色を変えるとか、配列変えるとかして、普段から流しておいて、そういう用意をしてもらう様なこともいいんじゃないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君）　　そういう、当然、日頃から関心を持っていただく啓蒙ですね、これは、あの当然必要だと思っております。

ただ、まあ、今言うように、それは慣れになってしまうとですね、いざという時に本当に役に立たないと、そういうことですけれども、繰り返し、また逆にやって、それをやっ  
ていかないと忘れてしまうという点、そういう中で、色々と、今回のご質問にも出ており  
ますけれども、やはり、1人では駄目で、やっぱし地域の皆さんがお互いに、そういうこと  
をですね、協議、議論したり、また、お互いに、検討を、地域で、そういう対策について  
話し合うという、そういう事が、まず必要だと思います。自主防災として、地域の、地域  
づくりの、1つの大きな柱として、これを位置付けてね、まあ、あの、地域の中で、1つ  
の機会ある毎に、そのことを皆で話し合っていたかどうかということをお願いしていきたいと  
思っております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君）　　はい、そういうことで、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これ、立派なね、地域防災計画できておりますので、後は、これを、また分かり易いよ  
うな格好で、色んな形で、周知などしていただきたい。われわれも努めますけれども、まあ、  
そういうことで、心がけをお願いしたいと思ひます。

災害は、いつ、こうしている時でもいつやってくるか分かりません。丁度、私の3番議  
席の上でも、いきなり、ペシャ、ポツンと、これが、まだ水やからいいんですけども、部  
品の金属片とかだったら危ないですし、ここだけが落ちるというのが分からんやけどね、  
何かはあるんやろね。ちょっとということで、幸い落ちて来たんが、水だったんで、幸いケ  
ガはないです。いうことで、まだ、もうひと資料程考えておったんですけども、お腹はメ  
タボで大きいんやけども、心臓はノミの様に小さいので、昼飯が、ちょっとバタつきまし  
て、色々考えておったんですけども、十分表現できませんでした。最後になりましたけど  
も、それでは、以上、質問終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君）　　3番、片山武憲君の発言は終わりました。

続いて、15番、石黒永剛君の質問を許可いたします。

〔15番 石黒永剛君 登壇〕

15番（石黒永剛君）　　15番、石黒でございます。通告いたしておりますとおりに、質問  
の第1は、佐用チャンネル開局にあたってであります。まだ、引き込み工事が終わって  
ない家庭もある様に聞いておりますが、佐用チャンネルの話題は多く、それだけだけに、  
皆さんが関心を持っていただいているということだと思います。放送内容は、住民ニーズ  
に答えるものでなくてはならないと考えております。佐用チャンネルは、地域ニュース、  
話題を伝えるものでなくてはならないと考えております。一般公的放送と同じ様に捉  
えられている方もある様に感じます。その違いをも理解願わなくてはならないと思ひす  
けども、佐用チャンネル開局に当たって、その概念をお尋ねするところでありませぬ。

第Ⅱになります。災害がいつ、私達の身に襲ってくるかも分かりませぬ。季節、昼夜の  
関係、時間の関係を問わず、いつ見舞われるか分からないものに対して、事細かに対応策

を考えておくことは、不可能であることは言うまでもありません。しかしながら、安心と安全を約束し、こと災害から町民の皆さんの生命財産を守らなければならない行政の使命において、これを捉える時、無策であってはならないと思います。山崎断層が動くかもしれないという推測域を出ない、地震災害への対応。また震災以上に確率の高いとされる温暖化気象による異常な風雪水害、そういった自然災害に対する厳しさ、それぞれ各自治体は、それぞれの過去の被災の経験から、これに対する対策を備え、対策と対応を備えております。

私達の町も言うまでもありません。今日の気象は異常気象が今までの異常気象が異常気象でなくなってきたおるといふところに今の時代を感じ、今後の大きなテーマを私達に与えているものと思います。降雨量が格段に多いと言われてはいますが、対応できる地域防災というものの育成が、今、急務であると思います。

質問書にも書いておりますように、私は、鳥取西部地震に行つてまいりました。まあ、そういった観点から、幾分地震災害を念頭に置いた偏つた質問になるかも知れませんが、質問を申し上げます。どうぞ、明解な回答をいただきたいと思ひます。

以上、この席からは終わります。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      それでは、石黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に佐用チャンネルの開局に当たつて、当局を寄せられている課題、問題点についてとのご質問でございますが、課題や問題点につきましては、現在のところ特に住民の方々からの提言はございませんが、要望につきましては、放送される映像の中に、自分の子どもや知り合いの子どもが映っていないかというような声が寄せられることがあります。沢山の子どもが参加するイベント等では、これらの声に全て応えきれないのが、当然、現状でございます。

次に、番組の制作、放送時間、今もっているプランを問うとのご質問でございますが、佐用チャンネルの放送は、姫路ケーブルテレビ、ウイックに委託し制作するテレビ広報番組、地域づくりやまちづくり活動をする人々で自らが番組企画し制作者となる住民ディレクター番組、ウイックのビデオカメラマン講座を受けた修了者によるまちかどカメラマン制作番組、天文台スタッフが制作する天文台関係番組、県から提供を受けている地域番組、そして文字放送から構成をしています。これらの番組を組み合わせ、通常の場合は2時間枠で24時間繰り返して放送をいたしております。今後は、地域の皆様による住民ディレクターや、まちかどカメラマンを更に養成し、沢山の皆様に関わっていただきながら番組を制作することにより、佐用チャンネルを住民の皆様により身近な番組として提供できたらと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、地域自主防災組織の育成について、当町において想定している地震災害はということでございますが、現在、佐用町地域防災計画で想定している地震の被害想定は、山崎断層地震によるマグニチュード7.7で、佐用町の谷底部で震度6強、その他の地域で5弱から6弱を想定しており、季節による被害の差は無く、時間帯によって想定される死者、負傷者が変わり、最大で死者66名、負傷者588名、全半壊4,073戸というふうに想定をされております。この災害時を想定している時間帯は、午前2時から3時に発生した場合ということでもあります。

次に、自主防災組織の現状と、模範とする活動組織ということでございますが、佐用町

には全ての集落に自主防災組織が組織されておりますが、少子高齢化、過疎化などにより、その活動や意識の低下が見られる地域も少なからずあることが事実であります。本年の2月29日に防災リーダー研修会を開催し、その時のアンケートの結果によれば、防災組織が無いと回答した集落が80集落中22集落もありました。模範とする活動組織ですが、現在、各集落や地域づくり協議会において防災訓練や講習会など地域の実情に応じた自主的な活動がなされております。災害時には、外部からの支援は直ぐに間に合わないため、集落皆の命は皆で守るといふ、自助・共助の意識を元に、それぞれの役割をそれぞれが理解し、行動できることが重要だといふふうに考えております。

次に、平常の自主防災組織活動が、災害時対応できる組織であるか、育成のため行政の留意している点は何かという点でございますが、平素から防災意識を持ってもらい、災害時には消防や警察、行政などによる救助や救出活動は、災害直後には間に合わないことを十分理解していただき、自分や大切な家族を守るための自助努力と地域と力をあわせて共助するための自主防災組織がいかに大切かを認識してもらうことだといふふうに考えております。そのためにも、平時から、特にこれからの梅雨時や台風シーズンには防災無線放送や佐用チャンネル放送を通して、防災意識の啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織運営において問題点としているものは何かとのご質問でございますが、いつ起こるかかわからない災害に備えての自主防災組織の危機意識の維持継続が役員の交代などにより大変難しいものと考えております。また、少ない少戸数で自主防災組織の維持や継続が困難な集落について、地域的な広がりを持った組織編成による活動が求められるなど、今後、何らかの対策を講じなければならない集落が生じてきているのが問題でもあり、今後の課題でもあります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き、この席から質問させていただきます。

まず、佐用チャンネルからになります。住民ディレクターという言葉を使用されていまずけれども、養成目的を、まずお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 住民ディレクターは、地域づくり、まちづくりをする人でございまして、映像を活用してコミュニケーションを増幅し、人と人との繋がりを深め、地域の総合力を発揮するといふふうなことでございますが、特に番組を通しまして、地域リーダーの養成をしていきたいといふことでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） あの地域リーダーの養成という様な捉え方で、話を進めさせてもらったらよろしいですか。

去る、6月2日ですね、熊本県の山江村の松本村議、それから町長さんですか、それから岸本さんという方で、加古川出身ですと話をされてましたけれども、まあ、あの方は、番組の方の関係やったと思うんですけども、まず、参加させていただきました。で、この番組は公開番組で、住民ディレクターの養成講座ということ。そして議会側に参加を求められた理由として、私達にも理解して欲しいという深い意味があったのではないかなと思うんですけども、確認します。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まあ、目的といたしましては、今、議員おっしゃったようなこともございますし、それから、特にディレクター番組を作成をしておる中で、多くの皆さん方に係わっていただいております。特にまあ、山江村というのは、住民ディレクターの発祥の地でもございますし、そういった中で、特に先進地に学びたい、ディレクターの方の皆さん方にも、そういった現状をですね、学んでいただきたいというふうな思いもございまして、ああいった番組制作を行ったところでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 私自身の理解が悪いのかも分かりませんが、当日の、あの会、席に参加させていただいて、私自身と皆さんのパネラーと言うか、スタッフの皆さんの中に、何か帰りを感じたんですけどね、打ち解け込めにくかったというのが感想です。先ほど、その課題はないけども、何か自分ところの子どもが映らないというような話が出ておりました。このことは人間のあれだと思んですけどもね、深層心理というんですか、心の中に、映りたい、目立ちあがりの的なということを、いつの時でしたか、文化センターの方でフォーラムがあって、あの時のコーディネーターの方がおっしゃっておられました。実際のところ、自分も映りたいんだと。しかし、恥ずかしいという様な感じなんです。ですから、同じ方ばかりが出ておれば、その方が自分が受け入れない方であれば、気合が悪くなると思うんです。まあ、今、この会場では、行事には町長さんが、絶えず顔を出しておられる。そして、議会側は、西岡議長が出ておられる。そういった番組が、ずっと同じ様に流れているということに、やはり町民の皆さんは、いつも同じ番組を見ているんだという様な感じがあるわけなんで、従って、放送時間にも、ある程度、幾分配慮もしなければならぬし、内容においても、少し吟味をしなければならない。で、まあ、先ほど、ちょっと、そちらの方で話させていただきましたけれども、町民の皆さんの中には、一般の民放と同じ様な考え方でとっておられる方があるわけなんです。まあ、しかし、ちょっと、この地域番組は、性格が違うと思うんです。地域エリアが狭くても、公共放送であって、公平性と総合性が、やはり求められると思うんです。私は、その、こういった番組作りについては、絶えずリサーチが必要ではないかと。調査研究です。その中には、非常に厳しい、腹の立つ様な言葉もあると思います。しかし、そういった厳しい言葉が、この佐用チャンネルを育てるんだと。そして、人づくりができるんだと、そういった観点

から、やはり聞きにくいことも聞いていただきたい。そういった事をお願いして、末永く皆さんに愛される情報伝達の最たるものだという形で、育てていただきたいなど、そういうことを祈念して、まず、この点は、終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、放送もですね、この4月からスタートしたばかりですから、まだまだ、これから、そういう番組なり、佐用チャンネルとしてのね、やはり役割を作っていく、築いて考えていかなきゃいけない時だと思っております。で、やはり、まだスタートしたばかりですけれども、町民の皆さんからの声、やはり身近な人、身近な情報というものがですね、特に、ご高齢の方、高齢者の方々の関心とか興味、そこに普通の商業番組、メディアの番組を見ているよりね、もっと関心を持って見ていただいていると。そこがやっぱり、この佐用チャンネルの、今、話題になり、魅力になっているんだと思いますし、元々、この広がった、私達の町内のこと、それぞれが、やっぱり、本当に足元のこと、地域のごことが、まだ皆さんに十分誰も、そこに参加しない人は分からない。でも、分からなくても、こうテレビを見ればですね、知っている人の顔が見えたり、知っている情報、事前に色んなことが分かっている情報が既に、まずそのテレビから流れてきたりということが、まあ、地域のコミュニティーを深めていくんだというふうに思っております。で、あの、やはり、この住民ディレクターというのはね、こないだの番組は、まあディレクターというのは、こういう仕事をするんですよということで、まあ、あのああいういっぺん公開番組をして、それぞれの、色んな役割を、まあ番組制作を通して、まあ皆さんに分かってもらう、その学んでもらうということも1つの目的だったわけですが、最終的には、そういう多くの方がディレクターとなってですね、そういう自分達の色んな活動、地域のいいところ、色んなもう町内ですね、出来事、話題をですね、また同じ町内の町民のお互いに皆さんに知らせていける、そういう番組を町民の手によって作っていくと、そのことが一番、また関心を持って、興味を持って、こう佐用チャンネルを見ていただくことにつながる。で、まあ、逆に経費もですね、お金もそんなに掛けずにもできるということではなるんだろうと、まあ、そういうことを、今、目指して、今取り組み始めたところですから、まあ、これから、色んなご意見をね、皆さんにいただき、指導いただきながらね、これを、まあ時間がある程度は、当然、試行錯誤して、まあ言われるように、色んな厳しい意見とかね、お叱りを受けることもあるかもしれませんが、まあ、そういうことを経ながら、よりいいものにしていきたいなというふうに思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） まあ、一応、切ったんですけれども、1つ、私の耳に届いている話をさせていただきたいと思います。

役場の職員は、ほんまに、いつもいつもテレビに出る程忙しいんだなというような話がありました。それは、まあ当然ね、行事を今、撮ってますからそうだと思います。しかしまあ、それだけだけにね、この佐用チャンネルだけに、私達、町も手を取っておるというわけにいきませんので、1日も早く住民ディレクターの一杯養成をされて、その皆さんの手で、いい自分達の番組づくり、つくっていただきたいなど、これ私も願っているところです。



続いて、災害に備えて、地域自主防災組織の育成についてというテーマであげております。

まず、私は、佐用町の中に住んでおります。そして、私の集落には、ぎんなん会という会が、お年寄りの会があります。で、先般、ちょっと話をしてみないかというような話がありまして、どんな話をしたらいいんだろうかと思うた時に、私は、実は、その、この地震に対しての話を、少しさせていただきました。

まず、家を建て替える時には、井戸はつぶして欲しくない。そして、なぜかいうことになれば、まず水は大切なんだと。そして、食べ物、私達の町にはあると。そして、更に、火もプロパンだからあると。となると、2、3日は過ごせるから、その内に行政の方から手が回ってくるから、それまでは大丈夫というような話をした、大丈夫やなど、ほな井戸は大切なんだなというような話を実は、私の身近な防災の話をさせていただきました。そういったことから、この中に、触れてます。質問書の中に触れてますけども、阪神大震災、これは都市型の地震でした。これ、私、2日目から入りました。そして、そのうちに、そのあれに、この鳥取西部地震が起きました。これは、もう当然、私達、山間部に住む人間は、これにはということで、私は、ずっと入っております。で、今度、4回程になりますかね。で、5月の中旬でした。行った日が、ちょっと定かじゃないんですけども、その前日の日に、「ああ、佐用から」という話がされた。なぜかと言いますと、実は、昨日、鳥取県の方で防災が、あの鳥取西部地震の時には、神戸と佐用町からブルーシートをいただいたというような話を、県下の皆さんにされておった。鳥取県下の皆さんにですよ。されておったというような日に、私は、寄させていただきました。そして、ボランティアのリーダーの方と話をして来ました。そして、その話を手土産にと思ったんですけども、資料があんまり多ければ、質問は、実はできません。まあ、そういった関係から、今日、新田議員、それから片山議員がお話されてますけれども、この、その災害についてどの様に対応したらいいんだろうか。私は、結論として、地域防災、自主防災組織の確立、これは決定的だと思っています。先ほど、おっしゃってございましたように、自助なんです。そして、自助が集団化すれば、これはもうお互い共助になってきます。隣同士が声を掛け合うということだと思っております。その成功した例として、絶えず、先般、多可町から佐用町の方に視察にお見えになった議長さんがおっしゃってました。

淡路に一宮町というのが、町があります。今、合併してますけども、その時に、これは神戸新聞の報道ですけれども、おばあさんが分からない。ああ、あのおばあちゃんは、何畳の間のどこに寝ておられたから、そら行けということで行ったら、そこにおられたと。地域に共通する、地域を知り尽くしていると言うのが、地域自主防災組織の本当のメリットだと思ったんです。先ほどから、情報の伝達が話しされ、出てますけれども、情報の伝達というのは、クロスじゃなかったらあかんわけです。一方的に伝わっておるという安心感、向こうから伝わってくるという、このまた安心感、これが本当の安心だと思っております。

先ほどから、出てますけども、建設業者の方は、業務無線持ってます。そして、役場の中には、アマチュア無線の資格を持っている方もあると思います。そして、まあ、防災用のバイクと話してましたけども、これはもう各家庭にもありますからね、やはり、そういったものに、絶えず心掛けておくということが自主防災組織の基本だと思っております。そういった考え方から、私の意見ばかりではなくして、質問させていただきたいと思っております。

そして、まあ、今、お手元の資料に山崎断層の地図を付けておったと思います。これは、やはり、山崎断層群が、先ほども、7.7をというような、想定をされてます。だから、少し、私の知るところをお話させていただきたいと思っております。このことは、旧佐用町の議員さん、そして職員の皆さんは、いっぺん、私、これ使ってますので、2回目になるかも分かりませんが、実は、山崎断層群というのは、時間的に新しいんです。頻発に地震

が起きるからというので当てはめて見ると、この上に納まったということなんです。那岐の東から始まって、最終的には、三木断層の一番最後で終わるわけなんです。で、地震は、千年周期で繰り返すということが通説です。公園長、そう聞いてますけども、それによろしいね。千年周期。

天文台公園長（黒田武彦君）　　そこまで把握しておりません。

15 番（石黒永剛君）　　前は、そう話されてましたよ。となると、ここの一番下の方に、868年8月3日という、この播磨の大地震なんです。この播磨の大地震は、聖徳太子の時代の、あの建造物がことごとく潰れたというのが、古い文章に書かれています。で、千年というものを考えてみますと、今は2009年です。引いていただければ、あの大イチョウの丘、あそこに鎮座した、その時代から時間が、もう経っておるということです。従って、危ないなど。阪神大震災の時に山崎断層のことが念頭にあった方は、山崎が動いたと思ったということを感じて話しされておりました。まあ、どういう確率で山崎断層が動くか分かりませんが、確かに、動くのではないだろうかという想定の上に話もし、話もされたと思います。それに、備える特効薬として、考えなければならないのは、自主防災組織だと思います。先ほど、町長さんの方から話が出てましたけども、この机上のプランは、いざという時には役に立たない。これは、鳥取西伯町の前西伯町の助役さんも話をされておりました。しかし、絶えず自分達の頭の中に、かもしれないという仮定を持っておれば、ある程度、それに対して、心の準備、準備ができておれば、余裕ができますから、そういったものが必要に、思います。

で、先ほど来、地域防災組織のことについておるんですけど、お聞きしておるんですけども、22部落が、まだ立上げがないというような話がありました。この22部落はどの様に考えておられますか。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君）　　このあの、自主防災組織の関係なんですけれども、合併後、平成18年の7月に自主防災組織の必要性、存在意義ということで、4カ所で、それぞれ自治会長さん、あるいは婦人防火委員さんをお寄りいただきまして、説明会あるいは研修会の方を実施しております。その時点で体制づくりとか、自主防災組織のイメージ等を示しながら、各集落の中での体制づくりをお願いしたところでございます。ですけど、町長の答弁にもありましたけれども、その集落によりましては、戸数の少ない集落とか、高齢化の進んだ集落等多く見られます。そういう関係から、中々体制づくりというものができない集落も多くあることは確かでございます。それで、今年の2月に自主防災組織のリーダー養成研修、これを開催しております。その中でアンケートを配って、配らせていただいて、そのアンケート結果によりまして、先ほど申しました、22集落が積極的な、そういう組織ができてないということで、アンケート結果が出ております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 今、お聞きしているのは、その 22 部落をどうされますかという質問です。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今後、あの自主防災組織の積極的な体制づくりということで進めていかなければならないんですけども、5 月にも各自治会長さんに寄っていただいた中でも、もう一度水害の時期を向かえて、防災組織の体制づくりをお願いしたところなんです。今後、そういう中身を踏まえながら、佐用チャンネルとか、それから防災無線を通じて啓発を行っていきたいと思っております。今後、また、自治会長さの方にもお願いすることになると思いますけれども。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 必ずお願いしていただいてね、その結果がどうだったかという形を出していただきたい。これも言うた、あれも言うた、結果がどうだったか分かりませんでは、結論は至らんとするんですよ。やはり、それなりに、まあ、金を出したり、色んなことをして投資をすればね、それなりに見返りがあって当たり前だと思うんですよ。あの、言っておいたんですけどねと頭かいては、これは、やったうちに入らないと思いますよ。そやから、22 部落の件も、ひとつお願いしたいと思います。

それから、質問の中に模範とする活動組織があればお聞かせ願いたいというような話をしていますけども、この回答が出てませんよ。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） あの各地域では、それぞれ集落とか、各地区で震災訓練、防災訓練あるいは消火訓練等を、こう行っていていただいております。特に、最近、地域づくり協議会の中でも、この震災関係の訓練等も実施されております。まあ、特にこう目立った集落という部分、こちらの方で、こう挙げることができないんですけども、ええっと、19 年度におきましては、6 回程、消防署の方も職員の方が出て、消火訓練なり震災訓練の方も実施しているような状態なんです。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） まあ、具体的な例が出ないということは、おそらく推測ですけども、低調だととったらいいですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 地域にとっては、特に 1.17 の日に合わせて震災訓練等も積極的に行われた地域もありますので、全体的に低迷とも、こう言えない部分もあると思いますけれども。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） あの、話の中に、何か 1 枚加わってしまって、こちらの意図するところが伝わって来ないんですけども、まあ、恐らく、その、これと言って何々地区がというような名称が出てこないという所に、やはり苦しいものがあるんじゃないかと推測できます。

江川の福澤の活動はどういう状況ですか。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 今、あの江川の

15 番（石黒永剛君） 福澤。

消防長（加藤隆久君） 福澤ですか。あの、江川の福澤につきましてはですね、かなり進んだ訓練をされております。と言うのはですね、やはり、この訓練につきましても、やはり段階的にですね、いっぺんに、その難しい訓練もできませんので、私とこ指導行く場合におきましてもですね、順次追った訓練等をですね、指導しております。ですから、江川の地域づくり協議会ですか、あちらの方もですね、非常に進んだ訓練をされております。ですから、うちの方もですね、以前からも、旧町の時からですね、江川地区については、取り組んでおられましたので、うちの方の指導も、かなり突っ込んだですね、訓練、指導等をさせていただいております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） まあ、江川の、まあ名前を挙げました所は、地域づくり協議会の方も活発に動いておられるように思います。

で、あの、先ほどの言葉の中にもありましたように、リーダーの育成というようなことありましたね。リーダーの育成、これも鳥取西部も言うてました。地域の総代さんがリーダーであるだけに替わられた時に困るんだと。そして研修しておっても、その任期中で終わられると。で、ヒントはないだろうかなというような話の中で出て来たのは、リーダーの横にサブリーダーを置いたらどうだろうと。組織図ありますね。サブリーダーには、公官庁の退職者とか、警察官、消防署、皆さんも一緒です。そういった方をサブリーダーに置いとる所は、ええがいにまわっているように思うという言葉が出ておりました。まあ、これは情報提供です。

で、先ほど、訓練という言葉が出ましたね。訓練というものは、実践に使える訓練を目的とするわけなんですけども、少し訓練について話をしたいと思います。まあ、実践を想定した訓練というものは、ここ起きてませんね。やってませんね。でも、あの、学校は、学校でされてますね。私の孫の話したらおかしいんですけど、入学早々に頭に座布団被って机の下に入ったんだというようなことを言ってましたから、恐らくその訓練だったと思うんです。で、まあ、これ子どもを交えたり、地域一丸となって合同訓練というのも、これやっていくべきやないかと思うんです。おじいさん、おばあさんが、子どもを抱いて走ると。かぼうといったような経験も、やっぱり、いっぺんやっておくべきやないかと思うんですけどね、どう思われますか。

議長（西岡 正君） はい、答えてください。

15 番（石黒永剛君） 課長でよろしい。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） ええっと、当然、地域で守るということですので、大切なことだと思います。先ほど、江川の地域づくり協議会の方が事例があったんですけども、私、この4月まで上月の支所におったんですけども、幕山地域づくり協議会におきましても、学校ぐるみ、学校での震災訓練というものを開催しております。その中で、各保護者、あるいはPTA、それから学校、子ども達という形での訓練の方も行ってあります。そういうことで、大切な部分は、あると思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） そういうことがあれば、言う時に言うといっていたきたいと思いません。ほな、こっちにも言葉が大分違うと思うんですね。

あの、こうして、ずっと話してますと、地域防災、これが育たない難しい点は、これはもう、私思うんですけども、皆さんも認められるんじゃないですか。でね、なぜ、これが育たないかということになると危機感がないと思うんですよ。危機感が。で、鳥取の方も、まあこれ、再度鳥取の話出しますけどね、その住民の危機感が低いというのが、まず一番ならん点だと。で、その次にね、防災とは、特別なことという住民の意識があって、日常生活の一部と捉えてないと、こういうような、ここへ書いておる。それから、ここであれば、阪神大震災になりますけども、鳥取西部地震が、意識の中から風化しつつあると思うんです。鉄は熱いうちに打てと、冷めてしまえば動かないと。打てないというのと同じ様に、やはり風化しつつある所が非常に。それで、一番困った問題が、住民の行政の依存度が高いということなんです。で、先ほどから、自主、共助という言葉が出てますけども、本当に、自主共助やと思うんです。自分達の身は自分の身で守れ。自分の手で守るんだと、この意識、そういったことを主において、この地域防災組織、何とか動かしていただければ、それだけ行政もやりやすいんじゃないですか。課長どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お聞かせください。住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 石黒議員さんの、そのご意見、最もだと思っております。今後、各自治会長さんを通じて、また地域づくり協議会の中での地域の課題として捉えていただきまして、進めて行きたいと思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） あの、ここで話されたことは実行してくださいよ。でないと、何を、われわれ言っているのか分からないことになります。できるものについてはね、全てとは言いません。理解して、私の話する。そして、こちらの議員席から皆さんに話す。理解していただけるものについては、やはり答えを出していただきたい。理解できないものについては、また話は返していただいても結構です。

で、危機感を持つのが難しいということについては、これ少し、あのね、自分の身には、そんなこと起きないという、そういう様な気持ちを、絶えず人間の心の中にはあるそうです。これがどうも、やっぱり邪魔になっておると。それで、いっぺん震災でも体験すれば、もう本当になんかかなわんような、話を聞くだけでもかなわんと。ニュースが流れるだけでもかなわんという様なことを体験者はおっしゃってました。今、行政がどうしてもやっておかなければならないことに、思うようにならないことが多い。私たちはね。思わないことが起きた時にどうするかと自分は。災害なんかは、恐らく来ないと。しかし起きた時にどうされますか。その時に行政は、どの様に対応したらいいか。その時に、私達住民側は、どの様にこれに対応したらいいか。その指針は、やはり行政出していただきたい。と思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当然、この防災計画に基づきまして、ハード面あるいは、そういうソフト面の方も進める必要があると思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） で、まあ、こう話を進めているんですけど、どうしても、こういうようなん、ちょっと私事ですけども、老眼が必要になってきたような感じで、ちょっと目を細めてます。もう少し、皆さんにお配りしたのは、そういう気配りもあって、少し今までより大きいしたんですけど、どうも、この持って来たの小さいようだと思います。

で、まあ、最後になると思うんですけども、今直ぐじきに、この問題に取り組もうと思えば、もうこれは労力もいるし金も要りますね。しかしながら、絶えず地域の皆さんの中に、この考え方を持っていただくことによって、これは金も掛からずに、時間も掛からずに、自然と、この意識と言うものは、植えつけるとはいかんですけども、備わって来る

んだと思います。私は、青少年の健全育成の活動の時に、いつでもどこでも5分間健全育成というような言葉を用いさせていただきました。効果があったように思っています。色んな集会の都度に、何でもいいから、子ども達の話のテーマに出して話をさせていただこうやないかと。その話の輪が広がって、今、青少年を育てる会という会が今日あるわけなんです。その時の国広会長の（聴取不能）はもう、本当にいい。未だ、こうしておっても話する中に思い出してきます。この目にするもの、耳にするもの、肌で感じるもの、私達の、この行政には、広報さようという1つの物を持っています。そして、更に、防災佐用町という言葉で放送を始める防災無線があります。そして更に、今度佐用チャンネルというような物、これは無線であったり有線でありますけども、まあ、こういった物で、絶えず、これでもかと、これでもかというぐらい、そしてまた、地域づくり協議会の皆さんの会合の中にでも、折に触れ、この話を出していただくことが、一番手身近で効果的な、この地域自主防災の育成ではないかと思うんですけれども、どうでしょか。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのとおりで、そういう思いでですね、これまでも、各それぞれ自治会長さんの集まりの時に、まずお話、これを阪神大震災以来ですね、その自主防災、地域防災というのは大事だということの中でですね、地域集落毎の地域防災活動、まあ、組織をつくっていただいて、日頃から、そういう地域の中で皆さんに話し合っていていただき、まあ、地域で、やはり、そういう体制をつくって下さいということを、ずっと、お願いをしております。今回の地域づくり協議会の13地域づくり協議会ありますけどもね、それぞれの、今新しい地域づくりの1つの大きな、地域づくり協議会での柱としても、この地域の安全ということ、このことをですね柱にさせていただく。そのことも、私も常にお話をさせていただいておりますし、担当者も、そういうことをお願いをして来ております。

ただ、今、石黒議員もお話のように、阪神大震災、もう十何年経って、その意識もかなり風化をしてきたと。やはり、中々、その危機感というものはね、持つて下さいと言っても、その身に迫った危機感じゃないという感じで、それが常に、そういう意識を持ち続ける、維持するというのは、非常にまあ、難しいという状況と、それから、やはり、行政に頼るという思いというのはね、だから、行政としては、こういう指針としても、まあ防災計画とか、こういうことをやっていきますという様なものは、行政ができることというのは、そういう、まず最初の範囲なんですね。それで、防災対策が終わってしまって安心だということではないんですけども、そうではないんですよ。本当に、まず一番大事なのは、自分達が、自分達の地域を、まず。自分達が、自分達を、そして、その自分達の地域を、まず、しっかりと日頃から守る。また、そういう災害が起きた時に慌てずに対応ができるような、そういう心構えをね、することが一番大事ですよということを合わせてお願いをしようなんですけれども、まあ、それは、ある意味では、中々、さっき言いましたように、そういう危機感、意識というのを、誰もに持つていただくことは非常に難しい中でね、それを言い続け、またお願いし続ける、これも1つの行政としての役割ではないかなというふうに思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

まあ、いざという時、もしものことが起きれば、まあ、正しい判断力と決断力は、町長はしなければならないなど、1つまあ、そういったことに備えての、この自主、地域自主防災組織、育ててもらいたいものと思います。

まあ、最後にまとめたいと思うんですけども、地域防災力の向上は、今しなければならないことであるということは、これはもう間違いございません。それには、防災に、皆さんが、皆さんが防災に関心を持っていただくということが一番。それから、2番目に、しっかりとした組織をつくって活発に取り組み、いざという時には使えるものでなくてはならないということ、そして3番目に子ども達にも、そして家庭、地域を守る皆さんにも絶えず防災教育を行っておくということだと思います。

最後になります。少し、ちょっと関連があるようで、関連がないのかも分かんと思うんですけども、町長ね、今、医師不足が非常に叫ばれております。で、佐用の病院も医者が足りないということで、大変だと聞いておりますし、それが経営にも悪くなってくるのではないかという危惧を、私自身持っております。

それで、まあ浜坂町の町立病院も、これは医師不足で、非常に診療科目も縮小したと、そして至る所で、こういったニュースが流れていますね。で、佐用町も、実は、この共立病院、尾崎病院、それから大きな藤岡病院、えーあれは中央病院ですか、この3つだと思うんですけども、その病院がなければ、これは町がつくっておかなければならない病院ですね。医療機関ですね。そういったところ、民間の先生方の努力でね、佐用郡の医療を守っていただいているんですよ。こういった現状に直面し、そして震災の中で、新田議員の方の質問にもありましたけども、こういった時の医療体制を考えてみた時、となってくると、これやはり単なる病院経営の独自の努力だけではもたないと思うんですけども、町としてね、やはり、その公立的な、公共的な病院については、ささやかなりとも支援せなならない日に来ているんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、これは災害時だけのことではありません。まあ、これ私達の生活の中でですね、もう何時、個人的にも一人一人いつ体が病気が起きるか、ケガをするか分からない。まあ、その時に、何よりも頼りにできてできるのが医療です。ですから、そういう中で、私も常々、そのことは、色んな所でお話させていただいております。

佐用町という町がね、どういう町であるか、本当に、こういういわゆる山間部の地方の町であっても医療については、それぞれの先生方の努力によって、かなりの医療水準の中でですね、この、いつでも皆、医療が受けれると、治療が受けれるという安心感を持って、生活ができる状態に、今までがなってきたと。そのことが当たり前としてね、もう私たちは生活ができたという。しかしまあ、こういう医師不足が言われる中で、他町、色んな地域の所と比較してみるとですね、本当に、もうお医者さんがいない。

財政的にもですね、その病院経営ということが、公立病院として持っている所は、非常に大きな財政負担が掛かって、今、浜坂と言われましたけれども、近くの村岡、昔の村岡病院とかね、香住病院。村岡なんかも、もうお医者さんが、今、4人程になってしまって、病院という入院ができる病院体制ができないと、本当に診療所になってしまったというお話を聞いています。その2つの病院の去年の赤字がですね5億円、累積赤字が30数億あるんだと。それが今、新香美町ですね、大きな財政負担と言いましたか、あの実質公債率が20何パー、29パーセントとか何とか言うね、その大きな原因にもなっているわけです。それだけに、佐用町は、そういう公立病院じゃなくて、先生方の私立の病院で、これまで医療をこう、支えていただいていたお陰でですね、財政的な町としての、そういう間



題がなくですね、負担がなく、この町民が医療を受け来て来たという、非常にまあ、ありがたい状況だということ。このことは、やっぱり町民としても、知っておかなきゃいけないこと、お話もさせていただいています。

ただ、今、言われるように、そのことが、今後、中々ね、ずっと続いていけないような状態になっているということも、私も危機感を持っております。これは、まあ、中々、お金を出しても先生が来ていただけない。しかし、その為には、医師を確保するためにはですね、また大きな病院としての財政負担もしななきゃいけない。また医療水準を保つためには、医療機器の器具ですね、機器の更新、また維持、これにも非常に大きなお金が掛かっております。

で、まあ、医療制度の中でですね、いくらでも片方では、医療費も抑えていかなきゃいけないという状況の中で、病院経営ということがね、大変厳しいということ。これは、まあ先生方からも、色々と話を聞かせていただいております。ですから、まあ、全て、今の町内の病院で、色々な病気やケガ、そういうのに対応できるような救急的な医療まで、専門的な医療まで、こう頼っていかうと言っても、これは、非常に難しいと思います。ですから、この点については、やっぱり県なりがですね、広域的な中で、この医療圏の中で、専門的な医療ができる機関をですね、しっかりと整えて、また町内には町内としての通常の、そういう医療機関との連携をとっていただいね、安心して、まあ、日々生活ができるような状態をつくっていかなくちゃいけないということで、今後、医師会のそれぞれの先生方とも、そういう十分意見交換をし、調整をしながらね、町内の医療体制というものをね、維持していく努力をしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） ありがとうございます。これで終わります。

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君の発言は終わりました。  
ここで、50 分まで休憩いたします。

午後 0 2 時 3 0 分 休憩

午後 0 2 時 5 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩後会議を再開します。

休憩後、傍聴人の方、新しくおみえいただいております。今日は、可愛い傍聴人が 2 人おみえでございます。まあ、そういうことでございます。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。高木照雄君の質問を許可いたします。

[10 番 高木照雄君 登壇]

10 番（高木照雄君） 失礼します。10 番議席の高木照雄でございます。今回、2 点の質問をしたいと思っておりますけれども、今までに、早 3 名の方が質問をされておりますので、私は、私なりの観点から質問したいと思っておりますけれども、重複になるかも分かりません。その点、よろしく願います。

まず 1 点目は、合併 3 年目をむかえた新町での震災対策についてということで、山崎断

層を用いるわが町においては、阪神大震災級の地震が起きた場合、佐用町の各地においては、相当な被害が発生するものと想定されています。

5月14日付の神戸新聞の一面で内陸型直下地震発生、近畿地方の被害は74兆円。防災会議想定で発表されて、公表されております。また、山崎断層地震での中央防災会議予測では、山崎断層地帯での地震発生は、県下21集落で孤立が起るだろうと。この佐用町内においても平松・漆野・大内谷・添谷と公表されております。山崎にふんざいする活断層は、阪神大震災の活断層よりも、はるかに有名な名だたる活断層と位置付けられております。

直線距離にしてわが町は10キロ余りでございます。震災の想定を考える時に、本当に、わが町は、それだけの震災対策ができていだろうかということ、私は、心配しております。旧佐用町におきまして、阪神淡路大震災の後、この庁舎の南側の駐車場に、防災備蓄センター的な建物を建てるという計画で、1階目は1階は、ポンプ倉庫、2階は、備蓄又は会議室等の計画がありましたけれども、合併という問題が持ち上がったために、投げられております。

現在、町長は、この防災センター建設について、いかに考えておられるかをお聞きしたいと思っております。

それから、2点目は、先ほど、皆さん、議員から出ておりますとおり、自主防災についてです。自主防災は、各地区で淡路震災後、阪神淡路震災の後で、皆さん、各地区で、自治会長を中心に、それぞれの役を付けて、形だけの形で現在も続いております。この20年度も自治会長から、こういう物が来ましたので、同じく、この役を頼みますということ、名前だけでございます。一度たりとも訓練はしておりません。確かに、集落・自治会は悪いかも分かりませんが、私は、行政として、やはり住民の、そういった自主防災の意識を高めるためにも訓練並びに取り組み等を指導していくのは行政やないかと私思います。その点、どういう指導されているのか、お聞きしたいと思っております。

それでは、2点目、佐用チャンネルの充実について、本当に佐用チャンネル、7チャンネルですね、私の家内は、毎日車椅子の生活をしております。他のテレビ番組は、ほとんど見ることありません。佐用チャンネルをずっとかけております。私も、昨夜も寝れなかったので、2時頃から朝まで、一応、佐用チャンネルとか、色んなテレビを見させてもらいました。確かに、同じものがずっと流れております。この前のおじいちゃん、おばあちゃんの菖蒲園の10周年記念の時に、ああ、誰も撮りに来てないなと思ってたんですけども、ウイंकが撮ったやつを流しております。もう夜中の3時でも4時でも流しております。もう飽きるぐらい流しておりますけれども、私は、確かに佐用チャンネルは、期待すべき町民がたくさんおると思っています。と申しますのも、今、普通に考えてみましても、新聞ひとつに例えても、確かに、朝、毎日とる新聞は、中心的なことでもいいと思っておりますけれども、この田舎に住んでいる者は、やはり神戸新聞をとっております。というようなもので、やはり世間のテレビ番組よりも、佐用の、この実態を映る佐用チャンネル、それは住民として、本当にこう期待するものがあると思うんですけども、私は、この住民ディレクター、確かに、これも私はいいと思っております。確かに、そういった地域から人を集めて、地域でやるものを選んで、そして、その地域の発展を願っていく、確かに、私は、ものすごく言い考えだと思っております。でも、その地域に、そういった方が生まれなかったら、その地域の紹介はなくなるんですね。映らないんですね。だから、私は、ここに書いてますとおり、自主防災、住民ディレクターもいいですけども、役場職員を置いて、2人か2、3人でいいんじゃないんですか、姫路テレビの藤原さんがやっておったように、ずっと毎日でもいい、この佐用町を駆けずり回って写真写して、それを放映するということは、私は、その、何も住民ディレクターがおらなくても、このチャンネルが写るんじゃないかと思う

んですね、そういった考えについてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。  
ここからの質問を終わります。

議長（西岡 正君）                    それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、高木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、新町の震災対策について、防災センターの建設についての考えはあるのかとのご質問でございますが、現在の本庁舎、各支所など公共施設を防災拠点として活用するために、非常にまあ、耐震性の危険な建物でありました南光支所も改築をいたしたところがあります。新たに、今、防災センターだけの建設ということは考えておりません。ただ、旧町時代には、公用車の今、高木議員からのお話がありました車庫の位置に防災センターの建設を考えたところでもありますけれども、町の合併や補助金等の兼ね合いで断念した経緯がございます。当然、今後新佐用町としての庁舎の整備を考えなければならない時が来ると思います。その時、私は、庁舎そのものが防災センターの位置付けをすべきではないかというふうに考えております。そういう中で、各、今、支所、それから庁舎等も、この佐用町の本庁舎におきましても、耐震補強をいたしまして、そういう事態に備えておるところであります。

次に、自主防災について、組織づくりの形だけになっているのではないかということですが、先ほどの石黒議員のご質問にもお答えをしましたように、現状では、組織づくりのみであまり活動されていない自主防災組織が少なからず存在しているものと思っております。

本年2月29日に実施した防災リーダー研修会でのアンケート結果によりますと、99集落のうち82集落からの回答があり、うち41集落が何らかの防災に関する訓練を実施しているとの回答、あと半分の集落が実施していないとの回答でありました。また、講習会に参加の99集落のうち、80集落から回答があり、72パーセントの集落で自主防災組織が自分の集落にあるという回答がございました。このことから、過半数の集落で自主防災組織の意識も薄く、訓練もあまり実施されていない内容の回答でありましたので、この点につきましては、引き続き自主防災組織の必要性を十分に皆さんに説明し、この自主防災組織としての役割を、皆さんに認識していただきながら、活動をしていただけるように、促していきたいというふうに考えております。

次に、地域での訓練等についての取り組み指導はどうなっているかということですが、地域での取り組み強化のため、自治会長さんを中心とする、自主防災組織リーダー講習会を、先ほど言いましたように、今年2月に開催をし、自主防災組織の重要性について講習会を行い、また、「地震から身を守るために」のパンフレットを各戸配布をさせていただきました。更に自主防災組織の組織づくりや、集落や地域での防災に関する学習会などの実施も積極的に呼びかける取り組みを行う考えであります。

次に、佐用チャンネルの充実について専門職員を置き、地域からの映像やまちの出来事など多くの映像を紹介し、地域づくりに役立ててはどうかというご質問でございますが、現在、佐用チャンネルでは、地域の映像を発信する仕組みとして、姫路ケーブルテレビウイックへの委託制作によるテレビ広報番組、地域づくりやまちづくり活動をされる方々が、自らが番組企画し制作者となる住民ディレクター番組、さらには、住民の皆様がまちかどカメラマンとなり撮影された投稿ビデオによる番組などを放送しております。

本町では、この佐用チャンネルを広く住民の皆様が親しんでいただくための工夫として、

地域の皆様による住民ディレクターや、まちかどカメラマンを養成し、沢山の方々に関わっていただきながら番組を制作することにより、佐用チャンネルをより身近な番組としてご提供できればというふうに考えております。したがって、当面ですね、カメラマンやレポーターという技術的な専門職は置かずに、住民の皆様と役場の職員が協力して手作りの番組を作ることにより、地域のコミュニケーション能力や情報発信等の企画力が養われるものと思います。このことが、ひいては、地域づくりの大きな原動力になると考えておりますので、佐用チャンネルも、未だスタートして2ヵ月余りが経ったばかりであります。先ほど、石黒議員の質問にもお答えしましたように、今後、色んな観点から検討を加え、まあ色々と、試行錯誤しながらですね、よりいいチャンネルにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[高木君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） まず、最初に、その防災センターについての再質問させていただきたいと思います。

どうしても、この地震に対する備蓄というものは、本当にこう、淡路、いや阪神淡路震災の時には、各自治体とも一生懸命になって、備蓄の問題、また水、または食料、そういった物の備蓄を考えたことがあると思うんですね。やはり、今になって、ほとんど、そういった考えが、薄れて来ている状態が現在の状態やないかと思うんですね、やはり、いざという時になれば一番いいんですけれども、これだけ淡路、阪神淡路また中越地震、また輪島、また鳥取西部、またこうした中国の四川省の大きな地震が目の前に現れた時に、我々として本当に、そういった備蓄と言いますか、田舎でありますので、そう食べ物も水もあると思いますけれども、やはりある程度の、そういった備蓄をする必要が、今の行政として、私は、するべきではないかと思うんですけれども、再度町長に、その備蓄センターと言いますか、防災センターではなくてもよろしいから、備蓄センター的なものができるかできないか、再度お伺いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、現在もですね、先ほどの他の議員のご質問にお答えしましたように、緊急の食料また毛布、そういう物の備蓄は行っておりますし、今後もですね、必要な、この備蓄と言うものを想定して、これを確保していかなきゃいけないというふうに思っております。ただ、やはり、私達も研修、色々と今までもしてきて、先般の山古志、小千谷での研修でもですね、まあ1日の、その場での、24時間以内のですね、中々食料というのは、その地域で確保してしていかなきゃいけないなくても、はや次の日からは、もう、それぞれ救援体制というものがあるんですね、あって、食料は逆に、たくさん来て、それを分配したり、それを整理していくことの手間の方が非常に大変だったというような話もあったようにですね、今の日本の状況では、その辺は、何日間ものですね、たくさん備蓄を通常からしておくということよりかは、そういう協力体制また連携体制というものを、きっちりと普段に、お互いに、相互援助関係体制というものをつくっておくということが大事だ

ったというふうに思っております。

それから、当面の、その、そういう備蓄なり対策をするための場所、その他施設、これはやっぱり合併によってですね、今、それぞれ支所、上月支所においても、三日月支所においても十分強度のある立派な建物ができております。今回の、南光の支所においてもですね、消防車が入る、そういう体制をつくって、支所にも、そういう防災センターとしての機能も持たせております。

ですから、まあ、そういう、今、施設を町内にある施設もですね、十分、活用をしていながら、この対策を考えて行くべきだろうというふうに思っております。

[高木君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 今、町長さんが、本当にこう、各支所の空いている所を、防災センター的なものにやりたいということで、私は、大いに、そういうことを利用してやっていただきたいと思えます。

この中越地震で、色々こう、反省を言われることに、やはり、今、その食料は何とかなるんですけども、やはり避難した時の女性の着替えとか、また赤ちゃんにお乳を与える時の、そのいわゆる困いいうんですか、そういった時の、そのダンボールが本当にこう必要だと。ほな、ダンボール言うて、直ぐに間に合うものではないということで、この市長さんが述べられております。やはりこう、男性は、まあ何とでもできるけれども、女性なり可愛い赤ちゃんは、中々、そういった大きな、大きな体育館の中では苦しいんだということで、本当にこうダンボールが必要であったということ述べられております。そういった物も、今、町長が言われた、各支所の空いている所に、できるだけ、そういった食べ物じゃない、置いても腐らない、いざという時に役に立つ物を、また考えて備蓄していただきたいと思えます。

それから、もう1点、震災で必要な物は発電機ということ述べられております。私も消防団時代に、静岡県の清水町に視察に行った時に、本当にこう発電機は、震災には必ず必要なんだと。ライフラインが壊れたりして、色々電気の時には困るんだと。ところが、一般の消防団に配置すると、やはり点検がないために、いざという時につくれないと。たまたま、その清水町は、1町で1消防を持っておりました。その時に言われたのは、うちの消防職員が月に1回各分団の発電機の点検に回るんだと。それによって、いざという時に、その発電機が役に立つんだということで、一般の消防団に配ると、中々点検ができないということ言われておりました。たまたま、佐用町も合併して、1町1消防と一緒にになりましたんで、いざという時のためにも、そういった考えを持っていただけるかどうか、町長にお聞きしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 現在も、それぞれ発電機を持っている所もあると思うんですけども、そういう物が、当然、本当に電気というものがですね、なければ、何もできないと、今言う生活の中でね、ライフラインの確保、まああの、そういう燃料、これはまあ、プロパンとか、そういう物があるわけですけども、電気を確保する発電機については、必要、大きな、必要な物であろうというふうに思えます。

まあ、あの台風時等においても、かなり長い間停電をした集落があります。そういう所

においてもですね、発電機が必要ではないかということで、そういうことも考えたわけですが、この点についても、まあ、各今後の災害対策、防災対策、そういう災害時の対策の中でですね、検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、今、言われるように、本当に配備しても、それが使えなければ何もならないんです。だから、それを配備するからには、その点検を、維持をですね、どういう責任で、きちっと誰がしていくかという、そこまでやっぱし、考えた上でですね、それを実施していくべきだろうと、今のご意見、そのとおりだと思っております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） どうも、ありがとうございます。そういうことで、私も、その前の時には、町長にも発電機の各分団での配置はよう引き受けておりません。テントとかスコップとかいう物は町長にお願いしましたけれども、現在、今言いましたとおり、消防署と佐用町とは1対1になりましたんで、消防署職員に、悪いですが、月に1度か2度、そういった形をとっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、片山君が、この佐用町内の学校施設についての耐震性を質問されました。私は、その学校施設についての質問を思いっきりやろうと思って用意しておったんですけれども、まあ、そういうことになりましたんで、敢えて、そういうことは控えますけれども、今、佐用町で小学校が32のところは28ですね、されて後、4つ残っておると、保育園が、12の施設が7つできて5つ、5つの施設が残っていると。中学校は、19全部できているということで、残っております。中国の震災で、本当に学校の崩壊が取り上げられて、本当にこう国会においても、色々と、この学校施設は、やはり避難所にもなるし、震災の時の子どもの安全も考えて是がひでも学校の耐震性をしなくてはいけないということで、6月6日の衆議院で避難所ということも考え、緊急性をとって今まで補助率が2分の1のところを3分の2の補助で耐震性のカバーをしていただきたいということで決議が通っております。未だ、参議院には行っておりませんが、そういったことで、今まで2分の1だったのが、3分の2の補助で、大体1万件ですか、1万施設の補助を考えているということをテレビで放送しておりました。わが町も、今、10施設程の施設が、まだ耐震性ができてないということなので、そういった物を早急に研究して取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁、はい、町長。

町長（庵途典章君） この件につきましては、教育委員会の課長の方からもですね、お話をさせていただいたように、順次計画に入れてですね、耐震工事を行っていくように考えております。で、まあ更に国からも緊急にやっていくということで、補助率も上がって来た、たくさん上乗せをするということですので、ただまあ、当然、佐用町としての施設、耐震工事ができてないと言っても、もういったんは、1回はですね、こう構造的にRCなり、そういう構造物に変えられている建物です。耐震補強という形で、今のはね、かなり日本の場合には、かなり厳しい耐震基準というものが作られてきて、段々と厳しくなってきた、それに合うものにしていくということです。中国の状況を見ますとですね、全く鉄筋も入っていないような、もう無茶苦茶な建物です。そういうことでは、今のところ佐用町の建物、特に日本全国の建物そうだと思うんですけども、そういうことではないんで

すけれども、より安全な施設に、きちっとしていくことは重要なことでもありますので、この点についてはですね、今、計画的に、できるだけ早急に対応していきたいというふうに思っております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 本当、そういうことで、町長も考えておるといことなので、できるだけ、早くできるようにお願いしたいと思ひます。これほど新聞等で山崎断層が、いつ起こるか分からないということ、非常にこう書き立てられておりますので、いざ起こった時に、未だできてないということでしたら、また、何をしようんならと住民からの声もあると思ひますので、できるだけ予算を作っていたきまして、早急にお願ひしたいと思ひます。

それから、自主防災についてですけれども、自主防災ができて、もう 10 何年になりますね。本当に、先ほども石黒議員が言われましたとおり、佐用町の福澤は、もうはや 10 何年前に県から表彰されてもろております。そういったことで、今、22 集落が、未だ組織ができていない。確かにできない、作ることができない集落があるかも知りませんが、やはり自主防災を、もっともって力を入れてやっていたきまして、いざという時には、わが身はわれで守るといこと、本当にこう自主防災に対する知識付けを役場なり、そういった消防団なりから、本当積極的に進めていたききたい。私が住んでおる地域では一度もありません。また、それ以外に考えても、消防の消火栓においても、年に 1 回はやっている所もあるかも知りませんが、硬くて開かなくて困っているという人も聞いております。色々。これも、やはり、いざという時の災害の時での本当にこう役に立つかたないかといことも、そういった指導もかねて、役場から、行政からしっかりした指導をやっていたききたいといことを希望しておきます。

それから、次の、これで防災センター、自主防災については終わります、

次に佐用チャンネルでございます。確かに今町長は、こういった佐用チャンネルで住民ディレクターの扱いによって地域の指導者の育成とかリーダーの育成とかいうんにつがるんだと、確かに、それは私も、そう思ひますが、やはり先ほど、向こう 1 回、向こうで申しましたとおり、そういった住民のディレクターができない地域での映像が映らないといことは、本当にこう莫大な費用を掛けながら、このケーブルテレビの普及を、やはりこう片手打ちになるような傾向が、徐々に見えるんじゃないかといことを危惧をいたします。やはり専門職と言ひますか、役場の職員が 1 人か 2 人でカメラ持って回ればできることなんで、何とか、そういうことを考えていたききたいと思ひんですけども、再度どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

町長（庵途典章君） はい、専門職というふうに言われますから、ちょっと、そのね、受け取り方が、こう構えた形になるんですけども、現在でも、まあまちづくり課が担当して、広報担当がおります。で、その職員も、それぞれの催しなんかに行つて、そういう機材も持っているわけで、そこで、カメラ映像をとったりですね、取材をしたりといことも行つておりますし、住民ディレクターに全てこう任せるといことではありません。町職員と住民ディレクターそれぞれ連携をし、またまちかどカメラマンとして簡単にカメラ撮つ

てもらったものを編集すると。編集も町職員の方で、今、できるものは、全てやっているわけですね。そういう形で、進めておりますのでね、よく昔の、この農村テレビということで、スタジオ持ってですね、放送局並みのスタジオを持ち、しかも、そういう機械を動かそうとすれば、8人も10人も職員を置いてですね、放送局をつくってやっている所もあったわけですね。そういうことになると、中々、これを維持していくことは非常に財政的にも難しいということの中で、本当に身近な、色々な活動をですね、幅広く、このお伝えをしていると。ですから、そのお伝えをする内容についても、偏らないようにね、当然、そこは、十分に、チェックをし、よく中で検討をして、できるだけ佐用町内全域の色々な活動を幅広くお伝えをできるような、そういうことは、気を付けて今後、番組を作りたいというふうに思っております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） 本当にこう、町長にこう、私が言わんとするところを全部いいように答えていただきまして、私も満足しております。でも、ほんまに、こう考えてみますと、こういった物が映像が映ることによって、ああ、この集落ではこういうことをやっているんだなど。そしたら、われわれ集落でも思いつこうかなというようなことも、多分出てくると私思います。やはり、こういった多くのお金を使いながら、こういった光ケーブルができた以上、本当にこう住民が参加してできることができればいいんですけども、今、私が言いましたとおり、参加できない地域もあると思います。できるだけ、今、(聴取不能)職員を使って映像を映してもらいまして、流していただくということをお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、これは、個人的なお話になるかも知りませんが、現在、その住民ディレクターで佐用の若い2、3人の方が一生懸命に、こうやって、岸本さんと共に、こうやっておられますけれども、そういった方は、ボランティアでやっておられるのか、町として、いくらかの報酬は出しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） ボランティアとしてやっていただいております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） あの、多分、私もボランティアであろうと思っておりました。ところが、私自身考えますと、やはり長い目で見ると、果たして続くかどうか。私は、本当に、あれほど毎日、現在は、缶環館でやってるんですかね。一生懸命やっております。頑張れよ。頑張ってくれなという話はかけるんですけども、やはりボランティアだろうなど。彼の性分ならと思っておったんですけども、やはり、そこらも何とかね、われわれは役場職員で、やれるような体制でやっていただきたいなという気持ちなんです。誰も、彼がやっとうから辞めさせるんじゃないにね、彼と共に、もう少し、役場職員も、今、町長と一緒にやってますということを知りたいんですけども、やはり、夕方になっても



彼ら2, 3人が、岸本さんと共に一生懸命やっておられるのを見る時に、ああ、彼らは、いつまで続くのかなと、ほんまに頑張ってくれてありがたいなという気持ちは持つとんですけれども、やはり、そこは、また行政として何かの方法を考えて、この佐用チャンネルが、いつまでも続くように考えていただきたいと思うんですけれども、住民課長どうですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

10 番（高木照雄君） ああ、まちづくり課長。すみません。

まちづくり課長（前澤敏美君） 町長の方からも話がありましたけれども、住民ディレクターの皆さん、それからまちづくり、いや、まちかどカメラマンの皆さん、こういった方々のですね、応援をいただいて、この佐用チャンネルが、本当にまあ、町民の皆様から愛される放送としてですね、発展をしていったらいいなというふうに思っておりますので、是非、議員の先生方も、格段のご支援と応援をお願いをしたいというふうに思っております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 議員の皆さん、私も議員の1人なんですけれども、あの、この田舎という所は、ややもすれば、偏見な目で見ることがあるんですね。見られることが。何かを一生懸命にやると、何かの目的でやっとなじまないとか、しょうもない噂が飛ぶ田舎です。私の住んでいる平福も同じことです。一生懸命やるだけ何かのことで噂立ちます。立ったことはどういうんじゃないんですけれども、やはりこう、ボランティアで一生懸命、地域のために頑張るとすれば、何か、そこに嫌な反感を買った言葉も出てくるし、また、そういうこともありますので、今言いましたとおり、われわれも頑張ります。でも、役場の職員として、何とか、こういう佐用チャンネルのために、その住民ディレクターだけに任すんじゃないしに、一生懸命やっただけををお願いして質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 高木照雄君の質問は終わりました。

報告が遅くなりましたけれども、松尾文雄君より病氣療養のためということで、早退の届けが出ております。

続いて、20 番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20 番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） 20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。私は、5 点の質問をいたします。

まず①点目は、後期高齢者医療保険の加入者数、最新の加入者数をお願いします。そして、その内、自分の子どもや配偶者の扶養家族で新たに後期高齢者医療保険の被保険者になった人の人数は何人でしょうか。

②、後期高齢者医療の保険料は、国保と比べて上がったのかどうかお尋ねします。

③、年金から保険料を天引きされた人数と普通徴収の人数はどうなっていますか。

④、役場への苦情や問い合わせは 300 件以上と聞いていますが、内容は、どのようなものがありましたか。お願いします。

⑤、今年度の 75 歳以上の健康診断、健診は、従来どおり実施されておりますが、今後の見通しはどうなりますか。

⑥、国保会計への影響はどうなりますか。

医療費の定額制、退院支援計画、終末期医療など実態が明らかになるにつれ国民の怒りが広がっています。このような姥捨て山医療は、手直しでなく廃止を求める声が大きくなっています。町としても廃止を政府に求めることを要求します。

2 点目の質問は、学童保育の問題です。

①点目に、1 つ目に、今年度の利用希望者数について平日、夏休み、それぞれの状況をお尋ねします。

②、今年度は、三日月で夏休みに学童を開くとの計画が立っているということですが、その概要をお尋ねします。

③、適正な利用料への是正を求めてまいりましたが、ここで重ねて要求をします。学童保育料と預かり保育料を別立てにし、周辺自治体並みの保育料とすることが求められています。

④、学童保育は、切実な問題であり、利用人数で開設を左右されるものはないと考えます。教育委員会の所管にし、学校の空き教室や近くの集会所の利用なども考えませんか。

3 点目に、社会福祉協議会の機構についてお願いします。ホームヘルプサービスの拠点をセンターひまわりに集約されたことで、旧町の施設の人員が減っています。このことが、福祉サービス利用者へのサービス低下を招かないか心配されています。現時点では、移送サービスの要求に答えられるか、配食サービスの欠員のカバーができるか、ホームヘルパーの移動に時間がかかる問題など指摘があります。深刻な高齢社会の中、小地域でのサービス展開をしていくためには、旧町の拠点を充実させていくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

4 点目に、多面的な子育ての支援を。ママプラザやまちの子育て広場など子育て支援事業が活発に行われており、また佐用保育園移転改築に伴って、子育て支援センターの建設が進められているところですが、子育て真っ最中のお母さん達が、どのような支援を望んでいるのか広く意見を聞く姿勢が求められています。厚生常任委員会が播磨町の子育て支援センターを研修しましたが、行きたい時に誰でも利用できるスペースを作ることが必要だと感じました。新しくつくる施設に、是非取り入れるべきだと思います。また、新しい施設の建設を待つのでなく、既存の施設で開設ができないか、早急に検討をお願いします。

5 点目に、知的障害者通園費助成金の継続を求める質問をします。

①、知的障害者通園費助成金は、2007 年度、2008 年度にそれぞれ 230 万円余り予算措置をされていますが、これも 2 年間だけの措置と聞いています。継続が望まれています。政府の今後の方針はいかがなものでしょうか。

②、障害者自立支援法施行から施設運営が苦しくなっていると聞いています。制度を堅持するべく町も政府に要請をするべきだと考えますが、町の方針をお尋ねします。以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      それでは吉井議員から多岐にわたるご質問に、順次、お答えさせて

いただきます。

4月から始まった「後期高齢者医療制度」につきましては、現在国においても、見直しの動きがあり、野党4党の廃止案が参議院で可決されるなどともに、政府においても保険料の軽減範囲と軽減策の拡大、また保険料の天引き等の改正案が審議されているところでございます。

元々、本制度は、より進展する少子高齢化社会に対応するため長期的な展望にたった医療制度と保険制度を確立するために、国において決定されたもので、本町のような過疎と高齢化が進む地域においては、国民健康保険制度の維持のためには不可欠な要素も含んでいるというふうに思っております。現在、色々と問題視されていますが、最終的にはこれからますます増加する医療費を、誰がどのように負担するかということになるというふうに思います。また、各方面から反対の声が強いといわれる「年金からの天引き」においても、保険料そのものを徴収しなくてもよい制度、つまり全額免除し、その財源を、例えば消費税で賄うというふうにするならともかく、普通徴収として、すべて市町村の窓口で徴収するということになりますと、納付される高齢者の方々が、一々、窓口に出向いていただかなきゃいけないというような、非常な手間でもありますし、市町村の事務量も大幅に増えることとなりますので、批判だけでなく制度全体の有り方を冷静に多方面からの検討が必要ではないかというふうに考えます。

具体的なお尋ねの、本町における後期高齢者医療保険の加入状況については、4月1日現在で3,708人であり、この内、国保加入者は2,811人でございます。残る897人が、社会保険等の被扶養者または被保険者本人というふうに想定をしております。

保険料については、最近、国において69パーセントの方について保険料が下がったとの発表もありましたが、前にもお答えいたしておりますとおり、保険料算定の根拠が異なりますので、一概には説明ができません。

次の、年金からの天引き、特別徴収者と普通徴収者との人数については、特別徴収者が4月15日の徴収分で2,725人となっており、全加入者からの差し引きで983人のうち、897人が被扶養者と想定をされますので、単純計算では86人が普通徴収となりますが、実際には、75歳の年齢到達など条件が変り、日々人数が異動をしております。

次に、役場への問い合わせ件数についてであります。3月末の保険証送付時から、推定で約300件を処理させていただいております。このうち3月から4月中旬にかけては、ほとんどが「保険証が届いていないのでは」との問い合わせでありました。本町では、ほぼ全員の皆さんに「配達記録郵便」で送付させていただき、配達時に受け取りの印鑑を押していただき、その結果の報告だけでは、実質19件が、配達不可能なものとして返ってきましたが、その後、自治会長さんや民生委員さんなどの協力により、全員の皆さんに届けさせていただきました。受け取った保険証を忘れられたり、そのまま、しまい込まれたりするものが、約100件程度、また紛失による再発行に関する問い合わせも相当数ございました。

保険料についての問い合わせは、計算方法が分からないとの問い合わせが多く、現実には「保険料が高い」といったような内容の問い合わせは、マスコミの報道などと比べて少なかったように聞いております。

次に、後期高齢者の皆さんに対する健診は、兵庫県広域連合では、構成市町に委託して、努力義務として位置づけられた「特定健診」を実施することといたしておりますので、本町でも従来の「健診申込書」に後期高齢者の欄をつくり受付を行い、去る5月中旬に南光地域で4日間の健診を実施いたしました。まだ、その結果の整理はできておりませんが、南光地域に限っての数値では、昨年75歳以上で健診を受けられた人数は135人、本年の申込者は86人となり、4割近い減少がみられましたが、これは制度変更と、合わせて年に

一度、家族で一緒に健診を受けられていたものが、社会保険等の被扶養者の健診受診体制が間に合わなかったことによるものと思われます。この「特定健診」に対する対応では、最近ようやく政管健保組合など各保険者の動きが見られ、役場職員が加入する地方公務員共済においても、被扶養者に対する健診受診券が届けられ、各医療機関での健診、また国保が行う特定検診などが受診できることとなりましたので、まもなく全ての被扶養者に対する健診の体制ができるものと思われます。

次に、国保会計への影響でございますが、佐用町での国保の状況は、この制度が始まったことにより、世帯数で 1,411 世帯、2,811 人が、後期高齢者医療保険へと移行したこととなりました。これは 3 月時点の全加入者数 8,113 人の 35 パーセントに相当し、大幅な加入者の減少となっております。会計面への影響については、まだ本年度の国保税の本課税は行っておりませんので、詳しい状況は 7 月以降に判明することとなりますが、現在の状況では、国保会計においても非常に苦しい状況が続くと予測をしております。特に 19 年度では、約 5,000 万円の準備基金を取り崩し、運用をはかってきたところではありますが、本年度は、新たに発生する後期高齢者医療保険への拠出金が約 2 億 1,600 万円などとなり、新しい医療保険制度のなかでも国保財政は好転はしないというふうに思います。そのため当然、今後、保険料等の料率の検討もしなければなりません、本年度は、新保険制度の初めての年度でもありますので、その状況をみながら判断することといたしまして、現行のまま据え置くことといたしております。

次の、「医療費の定額制」、「退院支援計画」「終末期医療」などについては、医療制度にかかわることですので、町で出来る独自判断の範ちゅうではございませんので、今後、国における動向を見守りながら、対応をしていくというふうに思います。

次に、学童保育の状況についてでございますが、本年度、マリア幼稚園に委託して実施している学童保育について申し込み受付をしている人数は 55 名でございます。実際の利用状況については、4 月中の平均利用者数 9.3 人、5 月は 9.5 人となっております、いずれも平日の利用者は、申込者 55 人に対して 10 人を切る状況でございます。これは、以前にも何回も説明をいたしておりますとおり、夏休みなどの長期休暇期間のみ利用したいと望まれている保護者が多いためのものでありまして、本年も、この希望者が 55 名中 20 名あります。夏休み中の利用状況については、昨年度の実績で実質 32 名が利用、一日の平均 16.1 人、平均の保護者負担額は 8,148 円となっております。このような状況のなかで、本年は保護者の皆さんの要望にお答えするために、現在、三日月地域で夏休み期間に限って開設をする準備を進めております。これは、現在のマリア幼稚園において申込者全員の 55 名が利用されると、その対応に限界が生じるためと、昨年夏の町内全域のアンケート調査の結果から、希望者数など緊急度を判断した結果によるものでございます。利用料金については、本年 4 月、一部春休みも含まれておりますが、実績で 35 人が利用、個人負担金の最高額が 7,200 円、最低が 200 円、平均で 3,221 円となり、5 月分においては実質 20 人が利用、最高額が 4,200 円、最低が 100 円、平均で 1,688 円となっております。これらの状況から見て、他市町と比べて特段、高いとはいえない場合もあり、また現状では町内全域で開設する状況にはありませんので、今後、全体的な計画のなかで検討をしてまいります。また、学童保育の所管の問題でございますが、近隣市町の大半で教育委員会が担当しておりますが、このことについては、18 年に示された文部科学省と厚生労働省との合同で出された「放課後こどもプラン」の中で、小学校全校児童を対象とする「子ども教室型放課後対策」と、これまでの学童保育を中心とする「児童クラブ型放課後対策」に二分されますが、両者がお互いに情報提供と連携しながら実施するとなっておりますので、今後、国や県の動向を見極めながら、長期的な有り方についても検討していかなければならないと思っております。

次に、社会福祉協議会の機構についてのご質問でございますが、本年5月から社会福祉協議会の組織再編が行われました。合併以来、本所の南光地域福祉センターに、新たに地域福祉課、介護支援課を設置し事業の統一化を図り、これまで旧町単位に設置しておりました支所機能の集約化が行われましたが、利用者の便宜を図るため、直接の窓口業務はすべて残し、住民サービスの低下を招かないように配慮されているところであります。

具体的なお質問の「移送サービス事業」におきましては、5月の利用者が10件あり、前年同期を上回っておりますけれども、対応ができなかったケースはありません。また、「給食サービス」に起きまして配食ボランティアの不足は、合併以前から抱えている問題であり、それぞれの協力者の献身的な努力で、なんとか要望にお応えをしておりますが、今後もボランティアの確保に努めてまいりたいと思います。また、介護保険事業につきましては、この度の組織再編に伴い、訪問介護事業並びに訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業をセンターひまわりの本所に統合し、運営を行っております。これにより、「訪問介護に従事しているホームヘルパーの移動時間が、これまで以上にかかるのでは、」とのご指摘でございますが、センターひまわりの地理的条件から判断した場合、町全域をエリアとした介護サービスを、より展開しやすい位置にあるというふうにいえます。また訪問介護は、利用者の生活課題やニーズを把握する中で、訪問日や訪問時間、介護内容を定めたケアプランに基づき提供されており、事業所の場所により介護サービスが低下するというようなことはないというふうに思います。現在、社会福祉協議会のホームヘルパーは、常勤のヘルパーが9名、非常勤が27名の体制で運営をされておりますが、非常勤の登録ヘルパーの担当範囲は変更せず、これまでどおりとして運営をしております。

今後、ますます増加する介護ニーズにきめ細やかに対応していくためには、新たなホームヘルパーを養成していくことも必要であり、このため本年も「訪問介護員養成研修事業」を現在、開催をしております。また地域でのサービス展開につきましては、すべて社協職員だけで対応できないため、地域の民生委員の皆さんや福祉委員を中心として活動を展開していただき、また、小学校区ごとの地域づくり協議会においても「福祉社会づくり」を重点においた活動を要請をしていきます。

次に、「多様な子育て支援を」ということでございますが、今議会冒頭の行政報告でも一部述べさせていただいた、いただきましたとおり、現在、佐用保育園の建設とともに「子育て支援センター」を整備すべく、検討委員会を組織し、機能及び運営内容を検討しております。また、議会におきましても厚生常任委員会でも、県内の先進地の視察などを実施していただいておりますが、この支援センターにつきましては、施設内容は勿論のこと、今後どのような事業を展開していくかというのが、最も重要な課題となっております。現在、本町における出生数は、年間130人程度であります。また、まだ当分、少子化の傾向は続くと思われまます。広がった町域でこのような出生数では、各集落で赤ちゃんが1人もいない状況が続きます。若いお母さんが、折角出産されても近所には、子ども同士で遊ぶ相手も、また気軽に子育てについての会話もできない状況下にありますので、町といたしましても「子育て学習センター」ママプラザや、「町の子育て広場」などを開設し、子育て中のお母さん方の支援を行ってまいります。今後、総合的な「子育て支援センター」を設置することにより、より集約化された、また個別の専門的な相談にも応じられる機能を持たせることといたしております。また、合わせて個別の事情に対応し、臨時的に子どもを一時預かることのできる「ファミリーサポートセンター」機能なども準備をしていきたいというふうに考えております。

最後の「知的障害者通園助成金」の継続についてのご質問でございますが、この助成金は、平成19年度途中から急遽、障害者自立支援法実施に伴う報酬単価の変更などによる、各施設への財政的援助、激変緩和策として20年までの2カ年に限り特別対策事業として

組み込まれたもので、19年度の本町での実績は、町内施設2カ所、町外1カ所の3施設で、助成額は200万2,000円となり、この4分の3が補助され、町においても4分の1を負担をいたしております。21年度以降の、この制度の継続性については現在、国においても明確にされておりませんが、「障害者自立支援法」そのものが18年4月の施行以来、何回も見直しがなされ、更に本年4月から施設運営を助成するため、通所施設における報酬単価が4.6パーセント引き上げられ、また利用者負担においても、本年7月から更に軽減が図られるように改正をされることとなっておりますので、今後の状況を見ながら補助制度継続の要望も続けてまいりたいと思っております。

以上、この場での答弁といたします。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 再質問をいたします。

まず1点目の問題ですけれど、町長の考えと言いますか、町長がどう思われているのかということで、個別に聞いていきたいと思っております。

75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出されて保険料は年金天引きされ払えない高齢者からは、保険証を取り上げる。そして、健康診断から外来、入院、終末期まであらゆる段階で、安上がりの差別医療を押し付けられる。こんな酷い制度はない。こうすることで、国民の怒りが大きく沸きあがっているわけですが、この点で、町長は、憲法25条の生存権14条の法の下での平等こういった観点からどうお考えになりますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） はい、あの当然、年齢です、まあ、その様な、今、吉井議員が言われるような取り扱いがされるという様なことがあってはならないことです。ただ、保険制度として、やっぱし、それぞれ、これを医療費をどの様に負担していくかということの制度としての話と、また、その制度によって、今言われるような取り扱いをされるということであれば、それは、その点は改善を、そういうことになってはならない。そうではない、きちっと平等に同じ様な、全ての保険者、被保険者がね、医療が受けれる、そういう医療制度にしなきゃいけないということだと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 後期高齢者医療保険料についてですけれど、これは2年毎に見直されるということで、75歳以上の人口が増えれば、自動的に値上がりする制度になっています。で、その上、医療給付費が増えれば、その会計の中で、やりくりをするわけですから、もっと値上がりする仕掛けになっています。で、東京都で試算しているのを見ますと、平均保険料が2年後には2万円、4年後には3万円値上がりしていくというふうになっています。で、全国的に見ますと、現在7万2,000円とされている保険料、これが75歳以上の1人当たりの医療費、医療給付費や人口が政府の予測どおりに増え続けていけば団塊の

世代が後期高齢者となる 2025 年には、7 万 2,000 円から 16 万円と 2 倍以上に上がってしまうという予測があります。

兵庫県の連合会は、こういった予測、見通し、そういったものはされていますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） はい、まあ、保険料について、当然まあ、医療給付した額との連動はされるものです。で、やはり今でもですね、後期高齢者、75 歳以上の方が、自分で全ての医療費を賄う、保険料を払うという制度じゃない。これは当然、公費 50 パーセント、で、若い世代が加入している、現役世代加入する各保険、社会保険機構から、例えば、国民健康保険からも国保からもですね、そこへ拠出をしていくという制度になっているわけです。ですから、私は将来ね、当然、医療費はドンドン上がっていきます。今の予想ではですね、今、全体で 30 兆以上超えているものが、20 年、25 年後にはですね、それが倍ぐらいになるだろうと。そうなれば、当然、それは、どの保険であろうがですね、その保険料というものは上がっていくわけです。これは後期高齢者の保険だけの問題だけではないんですね。ですから、私は、今回の、この保険制度というものについて、色々と 75 歳以上を対象にしたものだけを議論されておりますけれども、これは、やはり私達、これからやっぱし、誰もが、そういう年をとって行くわけですから、今の若い現役世代の皆さんが将来においてですね、わたって、その医療制度、この保険制度を維持していけるかどうかという、そういう若い世代にとって、一番大事な、その問題ではないかなというふうに捉えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） この 2 月から 3 月にかけて、新しい新療報酬などが決まっております。差別の、この後期高齢者は、老人差別の医療ということで、その差別の具体的な仕組みが明らかになってきたわけですね。その診療報酬の中で、で、健康づくりはいらないうというばかりに、健康診断を行政の義務から外してしまったという点があります。で、外来の方では、必要な検査や治療を受けにくくする定額制が糖尿病や高血圧の人たちなどに導入をされています。で、高齢者を病院から追い出すための後期高齢者退院調整加算こういう制度がつけられました。また、終末期と判断されたら延命治療は無駄とばかりに本人や家族に延命治療は控え目という誓約書を書かせるための後期高齢者終末期相談支援料、こういったものも導入をされました。そして、後期高齢者医療制度と同時に療養病床を現在の 35 万床から 15 万床に大幅削減する計画も進められて、高齢者の病院追い出しが更に加速されていきます。後期高齢者が受診する医師を 1 人の掛かり付け医に限定して複数の診療課を受診しにくくすることも進められています。こんな冷たい制度は世界に類を見ない。こういうことが連日マスコミで流れていますけれども、町長は、この差別医療制度について、どう考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう差別医療であってはならないというふうに思っております。しかし、まあ、私も、その後期高齢者の方ですね、問題だけではなく、先ほど言いましたよ

うに、これは国民、私達全体の今後の医療負担、医療費の負担をどうするかという問題として、やっぱり考えていかなきゃいけないと思いますし、こういう制度としてはですね、私は、まあ、やはり、この掛る経費の負担について、やっぱり保険制度という、その徴収するのではなくってですね、例えば、新たに誰が負担すると言っても、最終的には、私達1人、国民が負担をしていくわけですから、よく言われるような消費税によって、その財源を確保するとか、そういうしっかりとした、やっぱり財源確保をしていかないと、制度だけの問題で解決できることではないというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 財源とか、それから仕組みとかいうのは、国民全体で考えていくべき問題だということは、当然のことなんですけれども、今導入された、この後期高齢者医療制度というのが、あまりにも 75 歳以上の方々に対して酷いものだというので、これはいったん廃止をして、そして皆で考えていくということにならないといけないと思うんです。そういう意味では、私どもが実施しましたアンケートの中にも、本当に切実な町民の皆さんから、この酷い制度をなくして欲しいという声が、たくさん届けられております。そういう意味で、町民の命と暮らしを預かる町長として、この制度はいったん廃止ということをご政府に届けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） あの、まあ、そういう、その後期、今回の新しい医療制度に、色々な問題点があれば、それは、是正をしていく。その国においても、色々と議論の中でですね、改正を、改善をされていくということが、いう話も聞いておりますし、そういう、今、取り組みがされているわけです。ですから、まあ、その制度、医療制度というものは、しかし、今の段階で、誰も待たなして、制度がないと医療が受けられないという状況の中でですね、廃止をすれば、じゃあ、後、じゃあどうするのかと。そういう、その新しい制度なり、その財源負担をどうするかというようなことまで含めた責任ある、この形というものがなければですね、ただ廃止をすればいいというものではないということは、誰も分かっていることだと思います。ですから、まあ、いったん廃止するのは、それで、その新しい制度を作るには、その廃止によって新しい制度を作るのか、今の制度を1つの基準にして、その制度を改善をしていくのか、それはどちらにおいても結果的には同じではないかなというふうに思いますけども。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） そこは、あの、町長、意見が違うんですけれど。その、結局、今の制度を続けながら見直しをしていくというのではなくて、元の保険に戻すと。そして、廃止をしてしまって、元の保険に戻ってもらう。そして、国民的に、どういった医療保険制度がいいのか。それを検討していかないといけないと。そういうことを、国会でも議論されているわけですから、今、町民の立場に立ってですね、町長が、この様な酷い高齢者差別



制度を、医療制度を1日たりともね、続けてはいけないという立場に立って欲しいと、そういうふうに望みます。

で、2点目の問題なんですけれど、これは、先ほど町長は、学童保育の利用料金が、他の地域と比べて高くはないと、こういうご答弁がありました。で、三日月で夏休みに開く学童の料金については、どの様なお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回、アンケートの結果からでも、夏休み緊急度を要するという要望がありますし、先ほど、町長の答弁でも申し上げましたように、マリアへの委託が夏休み最大で申込者全員になりますと55名ということで1施設で受けていただくのは限度かなということもありますので、緊急度、要望度の高い三日月で夏休み中に限り開設していきたいというふうに考えております。

それから、お尋ねの料金につきましては、夏休み期間が7月の20日から8月の末までということで、日数にすれば約40日程度、回数にすればもう少し減るのですが、今のところ全体的な調整を図っておりますが、この期間、7月、8月通して利用者負担1万円程度を想定いたしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） もう一度お願いしたいんですけど、40日程度で、7月、8月通して1万円程度ということは、2ヵ月利用して1万円ですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、今回は、期間を夏休み期間ということに限定しますので、7月の20日以降ですね、8月の31日まで、この期間をワンクールとみなして、その利用料を1万円程度いただきたいというふうに予定しています。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 前の質問の時に、月額定額制にすると預かり保育で短時間預けている日数が少なく、学童を利用した場合の人が高くなるということでしたけれども、今回ののは、やっぱり利用日数が夏休み中、通してということじゃなくって、やっぱりある程度のデコボコがあると。平均的な預かり日数というようなところから計算がされているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これは、逆にですね、今まで、私どもマリア幼稚園につきましては、時間単位で計算しておりますものを、吉井議員からも何回も定額制にしてというご指摘を

いただいておりますので、今回、試行的な面も含めて定額制でやるという、特に、時間単価をする場合にはですね、マリア幼稚園の場合は、子ども達のタイムカード制で全て管理しておるんですが、この夏休み期間に限って、そういうタイムカード制って言うか、実際に来た時間等の把握等も非常にまあ事務量として困難になるかなというようなこともありまして、できればご指摘のように定額制で今回は試行的に始めていきたいというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） こういうふうにすると、非常に分かりにくい制度になるんじゃないかと思えますけれど、例えば、余所でやっている例をとりましたら、夏休みの間、8時から6時まで預けるということで、1日10時間、で、日曜日が休み、日祝休みで35日間預けるとすると、佐用で預かり保育の計算でいきますと7万円必要になって前のやり方ですけどね、それで、一般の家庭の利用の場合、5,000円補助するということになると6万5,000円と、6万5,000円という利用料金が必要になりますけど、それは、こういうケースの場合でしたら、いくらになるんですか。今、課長が言われた、7、8月で1万円ということになると。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、ご質問の趣旨がはっきり明確に受け取れないんですが。以前は、以前の皆さん方のご指摘につきましては、その時間性がまずいと、あくまでも定額制にして欲しいという、ほな要望がありですね、確かに、おっしゃるように、私どもが、今、時間性でやっておりますのは、マリア幼稚園へ委託という変則的な形をとらせていただいております。これは、マリア幼稚園さん、民間の幼稚園さんが、自分とて独自でやられております、そのジュニアクラスという学童に準じた形も、その料金でやられておりますので、それと料金的な差額はつけるのは、非常にまずいだろうということで、マリアさんとの合意の上で、今現在お願いしております。で、今まで、何回も、こういう方法じゃなしに定額制でやって欲しいという要望もありましたし、確かに、おっしゃるように近隣の状況で言いますと、ほとんど定額制の所になっておりますので、今回、試行的に始めるのであれば、まあ、これから将来的に町としても、この制度を全町的には広げるためにも定額制ということ念頭においてですね、想定させていただくということで、今回、三日月で考えておりますのは期間限定ではありますが、7月の20日以降、8月の末まで預かって1万円という通しのクールで考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、この7月、8月利用して1万円というのは、三日月で開設される分だけに適用されて、マリアではできない、こういうことですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、基本的にはそうです。既に、マリアの方の募集については、年度当初1時間200円という形で保護者の皆さん方にご了解をいただいて申し込んで、申し込みも済んでおりますので、今後、この1万円という料金につきましては、新たに三日月で開設する分について対応してまいりたいというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） そうしましたら、そのアンケートでですね、緊急に対応するという事で、三日月の、三日月からの要望が高かったということで、今回の実施になるわけですが、その希望する人数が、そこに到達しなかった、三日月よりは低かったというだけですね、利用したいのに利用できない、こういった他の佐用小学校区以外の所ですね、その辺は、どの様にしていただけるのでしょうか。

それから、利用料につきましても7、8月で1万円というのは、利用する側にとっては非常にありがたい設定ですけれど、そうしましたら、マリアの方は、やはり前と同じ様に2万円を超える負担金を払わないといけないという形が、そのまま継続されるわけですから、それでは、やっぱり学童保育本来のですね、目標が達成できない、そういう点で、私は、近隣のね、やっぱり研究していただいて、通常の月はいくら、そして夏休み、7月いくら8月いくら、そういったことをですね、きちっと制度化した学童保育、これを前進させていくべきだと考えますけれども、その点どうですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、私ども、近隣の状況は全て調査させていただいております。

先ほど、まあ料金の事から言いますと、一番近くでは太子町さんが、これは月額8,000円であります。平月が。夏休み期間は、それに3,000円プラスして月額1万1,000円の金額になる。で、ただまあ、私どもが、マリアで始めさせていただいた時も、あくまでも、将来的な理想の形は全小学校区で開設するのが、当然理想であると思うんですが、中々、その理想の形にまでは近づけません。で、去年のアンケートについてもですね、実際に利用するというふうに答えた、答えられた学校区と言うんですか、それが10人を切るという学校も何人もあります。じゃあ、その学校を1人でも希望者があれば全ての学校で、それが開設できれば一番、それが望ましいんですが、中々、そこまでについて、いわゆる人員、指導者等の確保等の問題もあったり、また財源的な問題もありますので、直ぐに開設する状況にはありません。

で、今回、まあ三日月で試行的に、また試行という形で始めさせていただきますが、これは夏休みに限ってということで、夏休み中につきましては、子ども達の集団登校等がありませんので、他小学校区でも、その指定された三日月の会場まで保護者が送って来て、当然、帰りはむかえに来ていただくという形になりますので、それが対応すればですね、三日月で、ある程度預かることができるというふうに考えております。まあ、じゃあ、幕山から三日月までという問題も当然出て来るんですが、あの、将来的なスタイルにつきましては、理想的な形は、全てのどこどこ、いずれの小学校でも受けるというのが本来であろうと思うんですが、中々、その理想に近づくために、こういう試行をさせていただいて、少しでも緊急度を要する所であれば、それにお応えしていくための、今回の開設でありま

す。

[吉井君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 学童保育は、教育委員会で学校の余裕教室を利用してやっていただきたいというふうに思います。で、今、佐用がやっている学童保育というのが福祉課が担当してですね、で、放課後子どもプランについては生涯学習課、そういう様な形で、取り組まれているんですけど、実際、子ども預かってもらわないと、親が就労していたり、色々なことで、子どもが十分監護できない、そういう要求に応えられる形にはなっていないわけですね。で、それをやっぱり進めて行くためには、私は、所管は教育委員会で、子ども達の実情をよく分かった状態で進めていかれないと、中々進展していかないと、そういうふうに思いますけれど、いかがでしょうか。

それから、宍粟の方では、余所は、そういうことで教育委員会が担当しているんですが、宍粟は、保育園や幼稚園でやっているという問題もありまして、二本立てでね、保育料を決めているんですね。だから、預ける時間が少ない人は預かり保育ということで、1時間200円の計算で行き、そして月極で回数を多く、日数を多く利用している子ども達は、負担が軽いように、月額定額制のね、方法をとっております。で、そういうところへんも、よく研究をしていただいて町民の生活実態に合った形に発展させていただきたいと、拡充させていただきたい、そう思います。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、やはり学童、これはまあ、小学校に行った子ども達が、その放課後を、中々今の社会状況、家庭の状況の中でですね、家へ帰っても家族がいない、友達がいなくて、そういう中での、対応をどうするかと、対策をどうするかという中です。ですから、私も、これは、今、福祉課が担当しておりますけれども、これは福祉課も教育委員会も皆、1つの町としてね、対応する中で連携をしなければいけない話なんで、どこがしなければいけないということではないと思いますけれども、基本的には、子どもの教育、子育て、教育というね、観点も、当然、そこには入ってくる必要があろうと思いますし、また、その実態、それを学童保育を実施する仕方としてもですね、子どもの安全とかですね、子ども達が、その放課後という形で学校へ行った中でいったん家に帰ってどうするというわけじゃないんで、やはり学校に引き続いてね、その中で、そういう親が帰ってくる時間まで、まあ、そういう物をね、対応、そこで指導するという体制が、やっぱり一番望ましいというふうに思います。ですから、その辺は、先ほども教育の問題、色々出ておりましたけれどもね、やはり地域なり、色々な面で教育をサポートしていかなくちゃいけないお互いにかない時代ですから、そういう教育の面でも教育委員会とも、この学童保育、放課後の子ども達の放課後プランですね、こういう物の中で、やっぱり捉えていくべき点は、十分に捉えていきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい。

20 番（吉井秀美君） はい、えー、4 点目に質問しました点で、再質問します。

新しくできる子育て支援センターには、個別の相談に対応できる体制をとりたいと。そして臨時的に預かる、子どもを預かるファミリーサポート事業も取り組みたいと、こういうご答弁でした。で、今現在、ほとんどママプラザとか子育て、町の子育て広場で、この活動自体は評価できますけれども、色々なことがあった時に、相談できる所がない。これはやっぱり緊急に、早急につくっていかないといけないというふうに思っています。で、あの、テレビ、佐用チャンネルの問題も出ておりましたけれど、やっぱり佐用町の、そういうグループがやっている成果をね、出しているのはいいんですけど、やっぱり、どう言うんか、成果を見せたい。それから、こうどう言うのか、お母さん達が安心して子育てできる場をつくる、それが目的なんですけれども、やっぱり、その中でありのままの子ども達の姿っていうのがね、中々大事にされていないというか、そういうところがありまして佐用チャンネルにおきまして、実態とは違う状況が映し出されたりね、そういうことが批判されています。で、私は、もう早急に取り組んでいただきたいのは、誰もが行ける所ね、その指導者と受講者という関係でなくてね、で、お母さん達が友達を作りに行ける、子ども達が友達を作りにいける、そういう自由な空間っていうのが、直ぐに思うんです。

で、あの、研究発表されている所が、兵庫県の中でもあってね、その広場では、おもちゃや絵本を用意しているだけで基本的には何もしていない。で、元気を求めて広場に参加してもらっており、居場所の提供という役割を果たしている。こういう事で、研修に行った所でも、私は、それを強く感じて帰って来たんですが、課長はどうでしたか。その研修行って。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） おっしゃるようになりますね、ママプラザ、子育て支援センターも 10 数年経ってですね、中身も非常に変わってきているのかなど。特に、今、私ども、私自身が、感じたことというふうにおっしゃいましたのでお答えをさせていただきますが、やはり、今現在の佐用町の中で、子育て支援センター 4 カ所を開設しております。そうしますと、1 年の出生数が約 130 人ですから、非常に少数の方、また 130 人で生まれても、そのお母さんと子どもさんが必ず子育て支援センターの方へ通われるということはないと思いますので、その何割かになりますので、非常に、そのスタッフと個人的な親密な関係になって、そこへ来ていただくお母さん方については、非常に、そのスタッフと相談しやすいといういい面もできたと思うんですが、それに、その割に外れたと言うんですか、いうお母さんにとっては、非常にまあ、使用し辛い面もあるのかなど。特に、今までの子育て学習センターのあれでありましたら、例えば、和室の 1 室だけしかなかったりというような、施設的な制約もされましたので、今後、そのような面も考慮してですね、今度、子育て支援センターの中では、そういうサークル、お母さん方、色んな好きなことをしていただくようなサークル室と共に、視察でご覧いただいたような自由に使えるような多目的な子どもの遊ばせる空間等も、是非とも、その新しい施設で配置してですね、町全体の子育て支援センターとして、総合的なセンターとして位置付けて参りたいというふうに、特に視察を含めて感じております。

議長（西岡 正君） はい、後2分です。

20番（吉井秀美君） あの、相談の場を作っていただくという、そういう点ではどうでしょうか。直ぐに、どこかに窓口開設していただけますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今現在でも来ていただけるお母さんについては、そのスタッフが、ある程度相談に応じていると思うんですが、今度、相談を専門的に受けるようになりますと、やはり誰が相談を受けるのかというふうな問題もなりますので、できましたら、今後、もう間もなくでありますので、この新しいセンターの中で、きちっと相談を受けるような体制づくりを整備していけたらなど。直ぐに、じゃあ、相談を受ける体制をとと言われても、ちょっと今現在では無理かなというふうに感じます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、あの、このサークル、そして色々子育て支援の、今の事業の中で子育て中の親に、悩んでいるのは1人ではない。心配することではない。こういったことを、子育てを応援してあげられる、そういった事業の展開を最後に求めて、質問を終わります。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君の発言は終わりました。  
お諮りします。後8名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。

あのですね、後本来は、9人なんですが、石堂 基君が一般質問取り下げられました。今日も申し上げましたように奥さんが緊急入院したということで、明日も明後日も欠席ということでありますので、一般質問できないということで、後8名、従いまして、明日はですね、予定されております6人の中で、石堂 基君が取り下げられておりますので、5人の一般質問を行うということになりますので、ご理解願いたいと思います。

次の本会議は明6月12日午前9時30分より再開いたします。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。